

伊方町地球温暖化対策実行計画
区域施策編

令和6年12月

伊方町

目 次

第 1 章	計画策定の背景	1-1
1.1	地球温暖化の現状	1-1
1.1.1	地球温暖化とは	1-1
1.1.2	地球温暖化の影響	1-1
1.1.3	地球温暖化の現状	1-2
1.2	地球温暖化対策を巡る動向	1-3
1.2.1	国際的な動向	1-3
1.2.2	国内の動向	1-4
1.2.3	愛媛県の動向	1-6
1.2.4	伊方町の動向	1-7
第 2 章	計画の概要	2-1
2.1	計画の目的	2-1
2.2	計画の位置づけ	2-1
2.3	計画の期間	2-2
2.4	計画で対象とする温室効果ガス	2-2
第 3 章	伊方町の現状	3-1
3.1	伊方町の地域特性	3-1
3.1.1	位置と地勢	3-1
3.1.2	自然的特性	3-2
3.1.3	社会的特性	3-5
3.1.4	地区別の地域特性と地域課題	3-19
3.2	温室効果ガスの排出量	3-21
3.2.1	温室効果ガス排出量の算定対象とする部門・分野	3-21
3.2.2	温室効果ガス排出量の推移	3-21
3.2.3	温室効果ガス排出量の部門別傾向	3-22
3.3	温室効果ガス排出量変化の要因	3-23
3.4	温室効果ガス吸収量	3-24
3.4.1	森林資源	3-24
3.4.2	海洋資源（藻場・干潟）	3-25
第 4 章	伊方町の削減目標	4-1
4.1	温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース／このままだとどうなるか）	4-1
4.2	温室効果ガス削減目標	4-2
第 5 章	目標の実現に向けた取り組み	5-1
5.1	伊方町の将来像	5-1
5.2	伊方町の温暖化対策の取り組み	5-2
5.2.1	取り組みの体系	5-2
5.2.2	基本方針	5-4
5.2.3	各基本方針における CO ₂ の削減見込量と具体的な取り組み	5-6

第 6 章	脱炭素化をさらに進めるために	6-1
6.1	重点施策の位置づけとねらい	6-1
6.2	重点施策	6-1
6.3	重点施策の内容	6-4
6.4	ロードマップ	6-13
第 7 章	実効性のある計画とするために	7-1
7.1	推進体制	7-1
7.2	進行管理	7-1
7.2.1	点検・評価・公表	7-1
7.2.2	計画の見直し	7-1

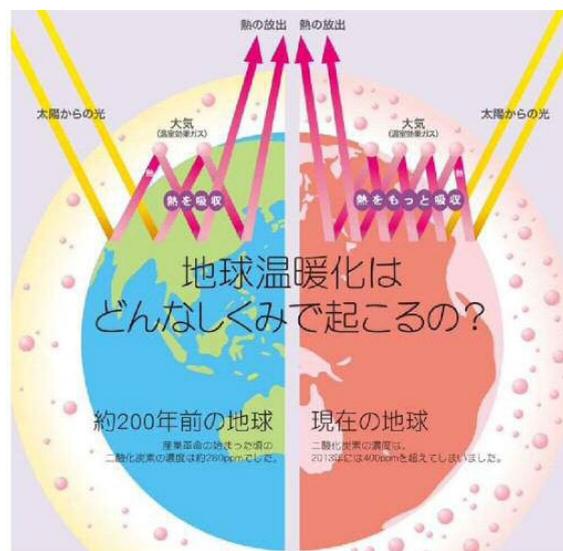
1.1 地球温暖化の現状

1.1.1 地球温暖化とは

太陽から地球に降り注ぐ光は大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を水蒸気、CO₂、メタンなどの温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。

現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、もし大気中に温室効果ガスがなければ、地表から放出された熱は地球の大気を素通りしてしまうためマイナス19℃まで下がるといわれています。

このように温室効果ガスは生物が生きるために不可欠なものである一方、近年、産業活動が活発になり、CO₂、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出され熱の吸収が増えたことで、温室効果がこれまでよりも強くなり気温が上昇しています。これを地球温暖化といいます。



出典：「お役立ちツール」
(全国地球温暖化防止活動推進センターHP)

図 1-1 温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

1.1.2 地球温暖化の影響

地球温暖化による将来の主要なリスクとして、洪水・豪雨やインフラ機能の停止、熱中症の増加等が予測されており、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの推進等による対策が喫緊の課題となっています。



出典：「お役立ちツール」 (全国地球温暖化防止活動推進センターHP)

図 1-2 地球温暖化の影響

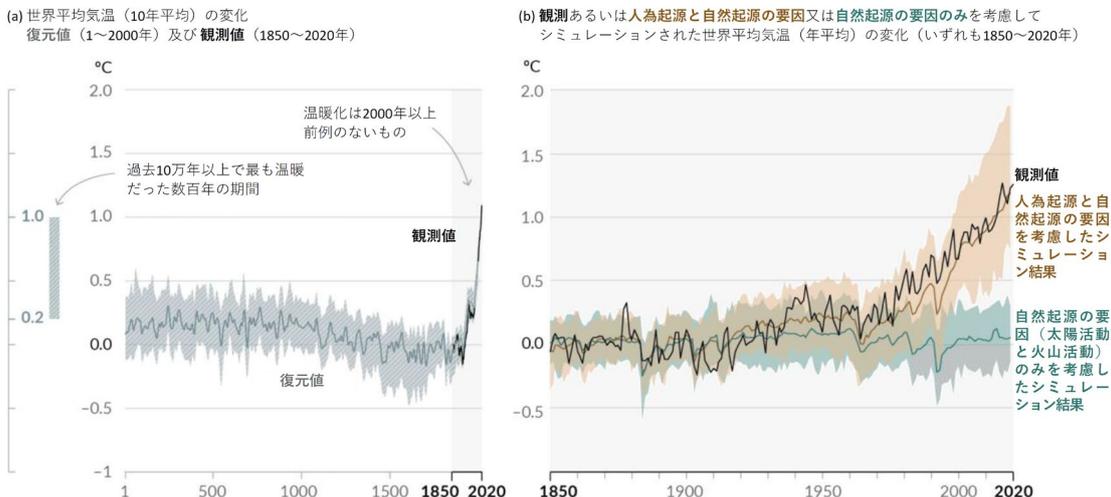
1.1.3 地球温暖化の現状

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、嘉永3（1850）年～明治33（1900）年を基準とした世界平均気温は平成23（2011）年～令和2（2020）年に1.1℃上昇したことが報告され、「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と温暖化の主な要因が人間活動であると断定しました（前回第5次評価報告書では「極めて高い、95%以上」と評価）。

また、現在、大气、海洋、雪氷圏および生物圏に広範かつ急速な変化が起こっており、人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしていると報告されています。

気温上昇を抑制するためには、少なくともCO₂排出の正味ゼロを達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要があるとされています。

1850～1900年を基準とした世界平均気温の変化



出典：IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書 政策決定者向け要約 暫定訳（文部科学省及び気象庁）より図SPM.1を転載

図 1-3 世界平均気温の変化

1.2 地球温暖化対策を巡る動向

1.2.1 国際的な動向

(1) パリ協定

令和2（2020）年以降の新たな温暖化対策の国際的枠組みとして、「パリ協定」が平成28（2016）年に発効されました。「パリ協定」は、世界全体での「脱炭素社会」の構築に向けた転換点となるものであり、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。

その後、各国が温室効果ガス排出削減に向けた目標を掲げました。令和元（2019）年12月の国連気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）においては、昨今の異常気象への危機感の高まりを背景として、各国にさらなる削減努力の積み増しが求められました。令和3（2021）年10月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）においては、「パリ協定」と「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目標達成に向けた行動を加速させるため、締約国が一堂に会して議論しました。

(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ：持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、21世紀の世界が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「誰一人取り残さない」ことを誓い、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、行政のみならず民間企業においても目標達成に向けた取組が求められています。



出典：「SDGsのポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」（国際連合広報センターHP）

図 1-4 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

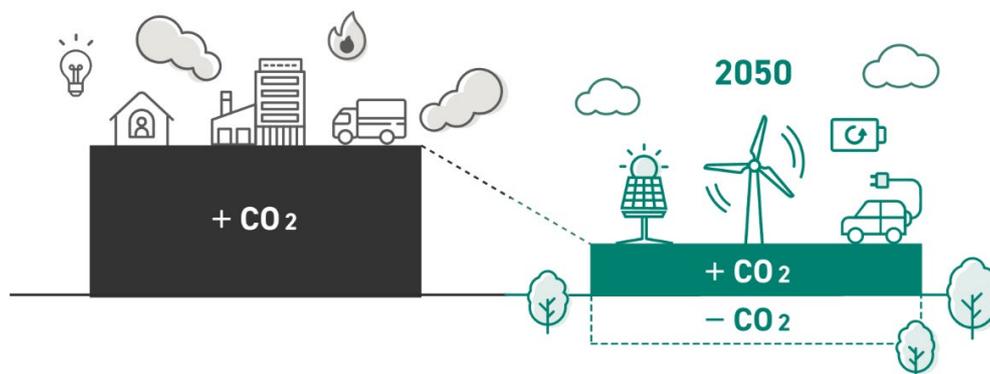
1.2.2 国内の動向

(1) 2050年カーボンニュートラル宣言

令和2（2020）年10月、内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

なお、「排出を全体としてゼロ」というのは、CO₂をはじめとする温室効果ガスの「排出量」^{注)}から、植林、森林管理などによる「吸収量」^{注)}を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

注) ここでいう「排出量」、「吸収量」は人為的なものを指します。



出典：「カーボンニュートラルとは」（環境省HP）

図 1-5 カーボンニュートラルのイメージ

(2) ゼロカーボンシティ表明地方公共団体

地球温暖化対策の推進に関する法律では、「都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする」とされています。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、令和3（2021）年2月時点で人口1億人突破となりました。

(3) 2030年温室効果ガス排出削減目標を新たに設定

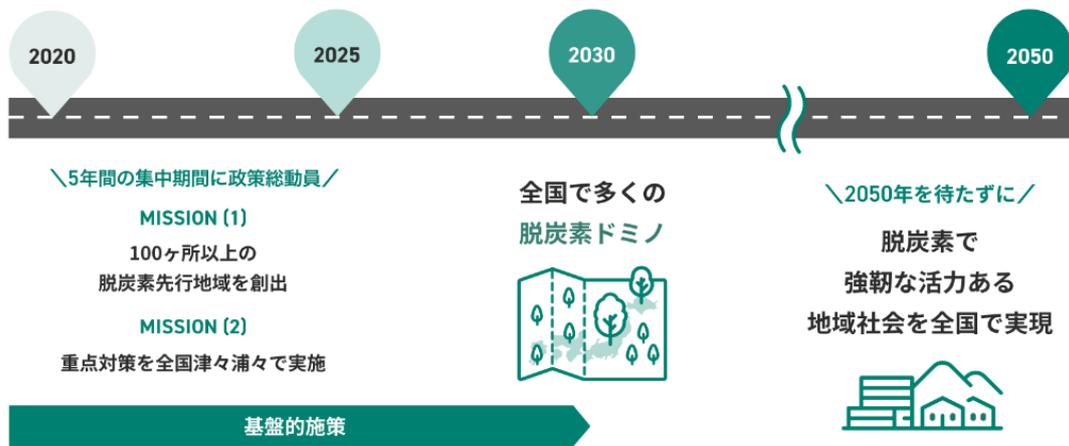
令和3（2021）年4月に、令和12（2030）年度の新たな温室効果ガス削減目標として、平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針が示されました。

(4) 地球温暖化対策推進法の一部改正

令和3（2021）年5月に「地球温暖化対策推進法」の一部が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法に位置づけられました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組みなどを定めています。「地球温暖化対策推進法」の一部改正に伴い、地球温暖化対策計画が改定されました。

(5) 地域脱炭素ロードマップ

令和3（2021）年6月に「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」が公表されました。令和32（2050）年までの脱炭素社会の実現に向けた取組と、関係府省・自治体などの連携の在り方について取りまとめられており、2030年までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出することや、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施する取組が示されています。



出典：「カーボンニュートラルとは」（環境省HP）

図 1-6 脱炭素ロードマップのイメージ

(6) 地球温暖化対策計画の閣議決定

令和3（2021）年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本計画は、地球温暖化対策推進法に基づく5年ぶりの改訂であり、CO₂以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：「地球温暖化対策計画 資料」（環境省HP）

図 1-7 地球温暖化対策計画の概要

1.2.3 愛媛県の動向

(1) 愛媛県地球温暖化対策実行計画

愛媛県では、令和2（2020）年2月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。

本計画は愛媛県地球温暖化防止実行計画に愛媛県気候変動適応計画を統合する形で策定された地球温暖化対策の総合的な計画です。

愛媛県では「県民の暮らしと低炭素社会が両立する『環境先進県えひめ』の実現」を基本理念に「緩和」と「適応」を車の両輪とする総合的な地球温暖化対策に取り組むこととされ、将来的には脱炭素社会の実現が目指されています。

また、本計画では、中期目標として「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量27.0%削減」が掲げられています。

1.2.4 伊方町の動向

(1) 伊方町環境基本計画

本町では平成28（2016）年3月に「伊方町環境基本計画」を策定しました。

本計画は①脱温暖化をめざすまち②自然を守るまち③自然に触れるまち④公害のないまち⑤資源が循環するまち⑥参加と協働のまちを基本方針と位置付け、各種施策や取組みを推進しています。

1 脱温暖化をめざすまち

地球温暖化は、その原因である温室効果ガスが電気などのエネルギーや自動車の燃料などの利用により排出され、私たちの生活に密接に関わっていることに特徴があります。自らの行動が地球環境にさまざまな影響を与えていることを十分に認識し、私たち一人ひとりができる身近な活動から事業者や行政との協働での取り組みまで幅広く推進していきます。

① 協働で築く脱温暖化をめざすまち

- ・省エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギーの利活用
- ・温暖化対策に取り組む人づくり

② 人と環境にやさしいまち

- ・環境にやさしい交通

主な目標	指標	基準値	方向
	1 世帯当たりの1年間の電気の使用量		3,775KWh (H26)
	人口100人当たりの自転車の保有台数	約14台 (H26)	増加

各主体の主な取組み	町民	事業者	行政	
	・家庭、地域でできる省エネの実践 ・環境家計簿をつける	・エコドライブの実践 ・ノーマイカーデーの実践	・省エネ型の事業機器の使用 ・エコ自動車の導入	・地球温暖化対策実行計画の推進 ・省エネ対策の普及啓発
	・事業所でできる省エネを実践 ・環境マネジメントシステムの認証取得	・エコドライブの実践 ・ノーマイカーデーの実践	・省エネ型の事業機器の使用 ・エコ自動車の導入	・環境学習の機会の提供

出典：「伊方町環境基本計画」（平成28年3月 伊方町）

図 1-8 基本方針「脱温暖化をめざすまち」の概要

(2) 伊方町地域エネルギービジョン

本町では平成30（2018）年3月に「伊方町地域エネルギービジョン」を策定しました。

本ビジョンでは再生可能エネルギーの利用拡大を通じて、より便利で安心・安全な環境づくりや地域振興が進み、地域エネルギーに対する理解が深まることで、さらに魅力的で選ばれる地域社会の実現をめざしています。

(3) 第3次伊方町地球温暖化対策実行計画（改訂版）

本町では令和5（2023）年3月に「第3次伊方町地球温暖化対策実行計画（改訂版）」を策定しました。

本計画では2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伊方町の事務事業に関し、事業者および消費者としての立場から、温室効果ガス排出抑制などの措置により地球温暖化対策の推進を図るとともに、環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標としては、短期目標として令和8（2026）年度に令和2（2020）年度比で32%、長期目標として令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で57%、令和32（2050）年度に70%削減を掲げています。

第2章 計画の概要

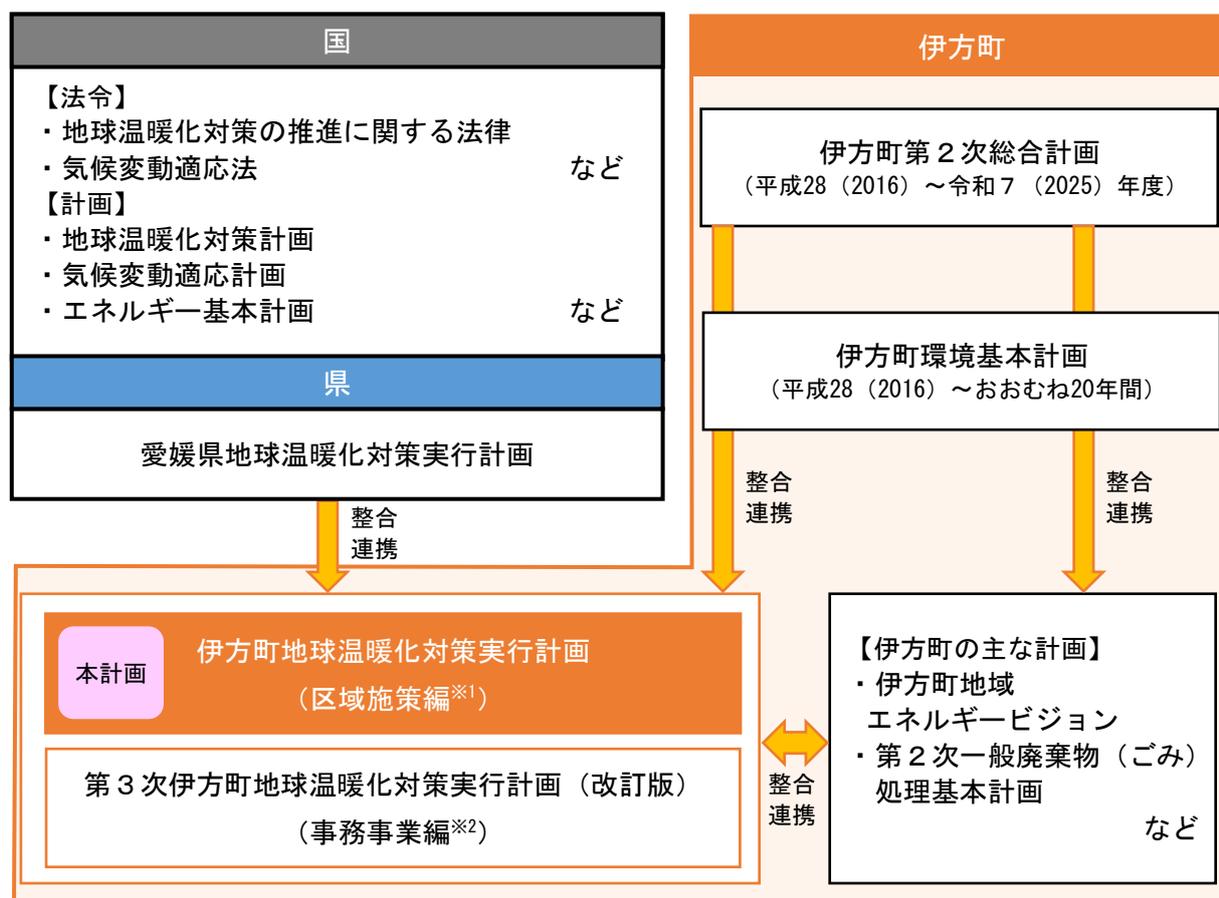
2.1 計画の目的

本計画は2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、町民、事業者、行政が主体となり総合的かつ計画的に温室効果ガス排出抑制などの対策を実行してもらうことにより、地球温暖化対策の推進や環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

2.2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」の第十九条第二項における「都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。」に基づき策定するものです。

また、伊方町第2次総合計画等の町内の他計画とも相互に連携し、一体的に地球温暖化対策を推進します。



※1：「区域施策編」は町全域から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。

※2：「事務事業編」は伊方町役場から排出される温室効果ガスの削減に取り組む計画です。

図 2-1 本計画の位置づけ

2.3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とし、この間の実績や社会情勢の動向等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

また、この期間における令和12（2030）年度の目標を計画目標と位置づけ、さらに令和32（2050）年度の目標を長期目標と位置づけます。

年度	平成25 2013	・・・	令和6 2024	・・・	令和12 2030	・・・	令和32 2050
計画期間	基準年度		策定年度		計画目標		長期目標
			計画期間				

図 2-2 計画の期間

2.4 計画で対象とする温室効果ガス

法律により定められた削減対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質ですが、CO₂を除く6物質は排出量の把握が困難かつ町内の排出量もわずかであると考えられます。

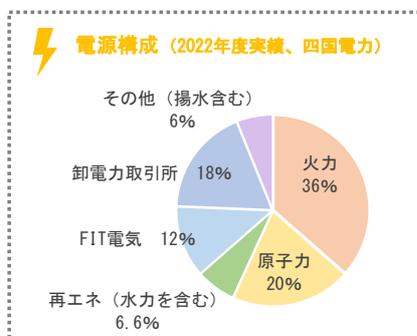
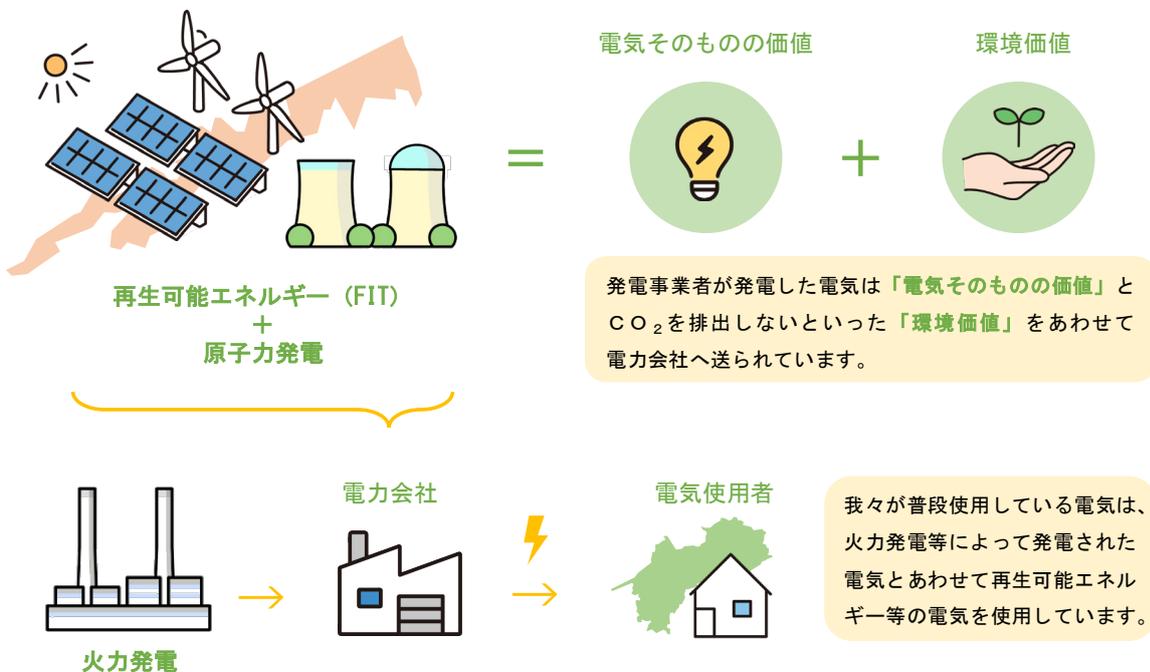
そのため、本計画において算定対象とする温室効果ガスは、人為的排出量が多く、地球温暖化に対する影響が最も大きいとされているCO₂とします。

伊方町で生まれた電気

本町では、太陽光発電や風力発電、原子力発電といった CO₂ を排出しない発電所により電気が生み出されていますが、基本的に発電した電気は、火力発電といった「CO₂ を排出する発電所」から生み出される電気も含めて、発電方法の区別なく電力会社を經由して家庭や事業所といった四国管内の電気使用者の基で広く使用されています。

そのため、町内での電気使用による CO₂ の排出量の算定には、火力発電等による CO₂ 排出分も含めて電力会社から購入した電力として算定されます。

したがって、本町で使用している電気も CO₂ を排出していることとなりますので、CO₂ 削減に向けた対策を講じる必要があります。



伊方町の再生可能エネルギー (FIT) や原子力発電は、**四国をはじめ国内の電力の脱炭素化に貢献しています。**

第3章 伊方町の現状

3.1 伊方町の地域特性

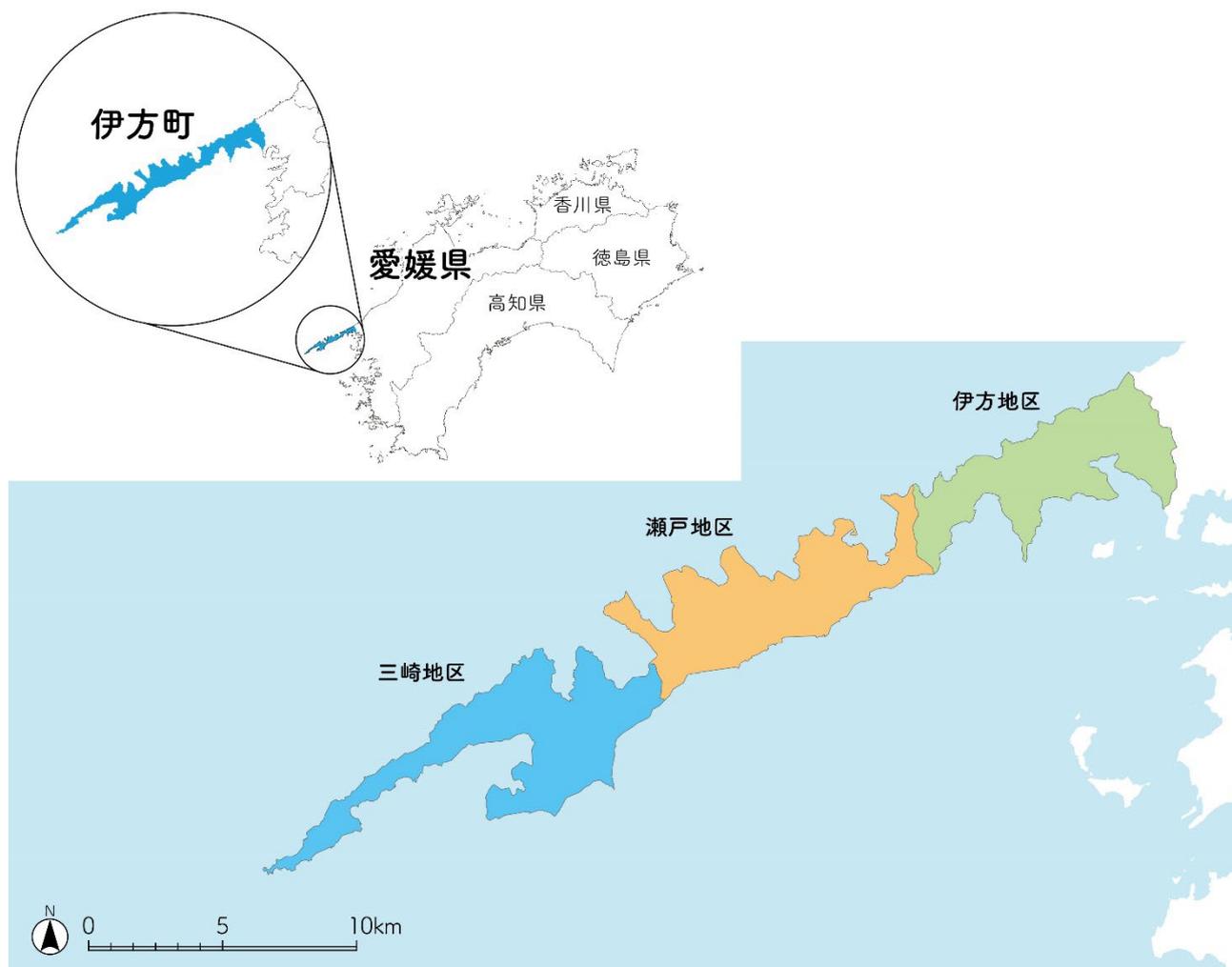
3.1.1 位置と地勢

伊方町は四国の最西端、豊予海峡に突き出した佐田岬半島に位置し、平成17（2005）年4月1日に伊方町、瀬戸町、三崎町の合併により誕生した東西約34km、南北約19km、面積約94km²の細長い地形を有したまちです。

本町は、北は瀬戸内海、南は宇和海と、海に囲まれており、半島の中央部は200～300m級の低い山地が馬の背のように東西に連なっています。気候は年間平均気温15～17℃で、著しい寒暖の差がなく温暖な海洋性気候となっています。

本町は「耕して天に至る」と言われる段々畑で栽培される温州みかん、清見タンゴール、デコポンなどの柑橘類や、リアス式海岸の好漁場がもたらす新鮮な魚介類など多くの自然の恵みであふれています。

また、年間を通じて強い風が吹く地域特有の風況を利用した風力発電所の建設を行うなど、再生可能エネルギーの利用を推進しています。



注) 三崎地区：旧三崎町、瀬戸地区：旧瀬戸町、伊方地区：旧伊方町

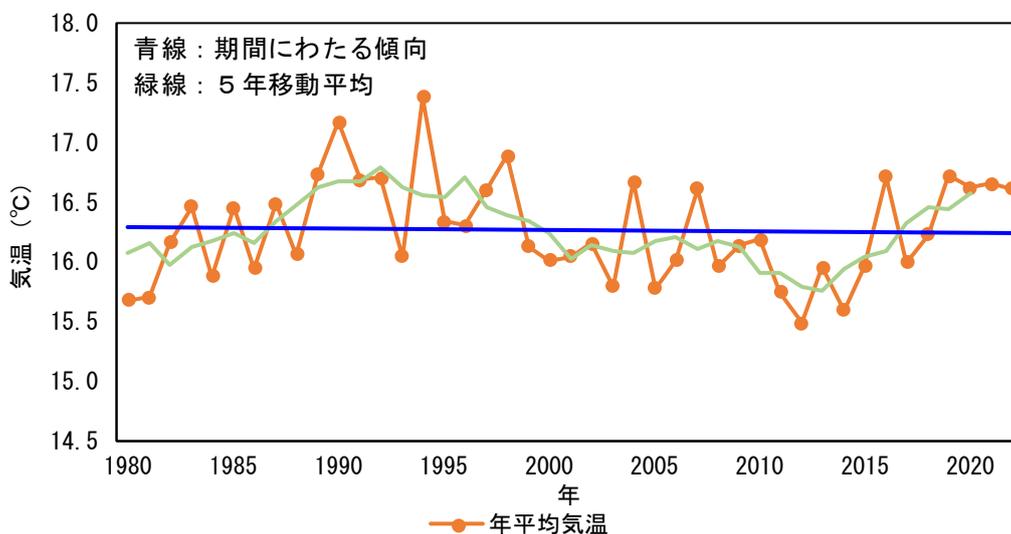
図 3-1 伊方町の位置

3.1.2 自然的特性

(1) 気温

1) 年平均気温

本町の年平均気温の5年移動平均は、昭和55（1980）年と比較して令和4（2022）年で約0.5℃上昇しています。



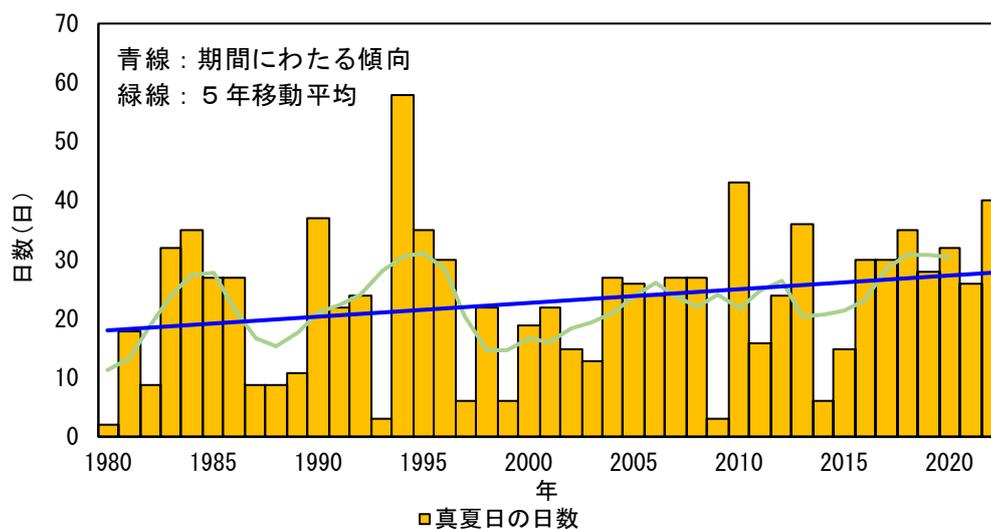
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁HP）

図 3-2 年平均気温の推移

（観測地点：三崎気象観測所（～1996年）、瀬戸気象観測所（1997年～））

2) 真夏日（日最高気温 30℃以上の日）の日数

本町の真夏日（日最高気温30℃以上の日）は昭和55（1980）年～令和4（2022）年にかけて増加傾向となっています。



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁HP）

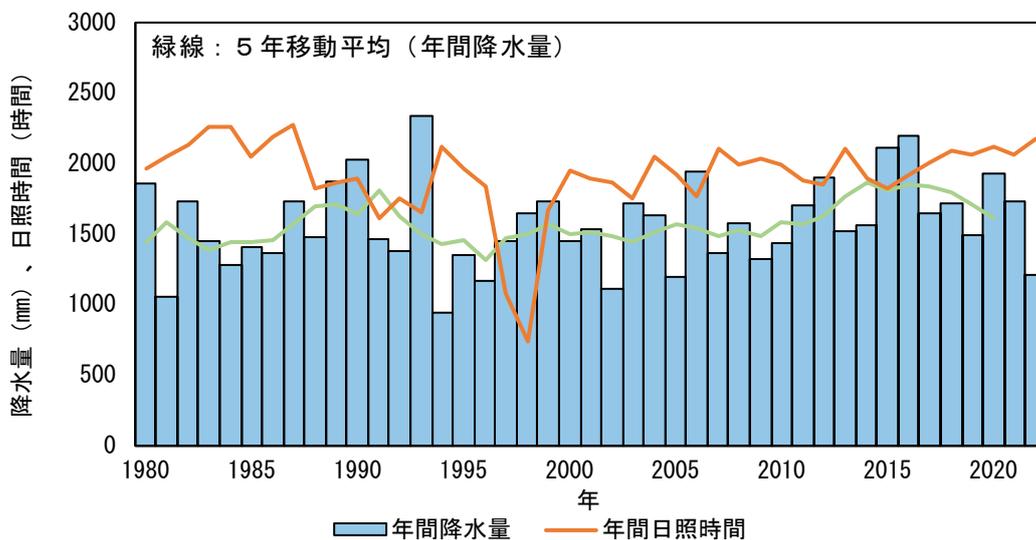
図 3-3 真夏日（日最高気温 30℃以上の日）の日数の推移

（観測地点：三崎気象観測所（～1996年）、瀬戸気象観測所（1997年～））

(2) 降水量・日照時間

本町の年間降水量は昭和55（1980）年～令和4（2022）年にかけて長期的な変化は見られず、平均年間降水量は1,546mmです。また、変動幅にも特に大きな変化は見られません。

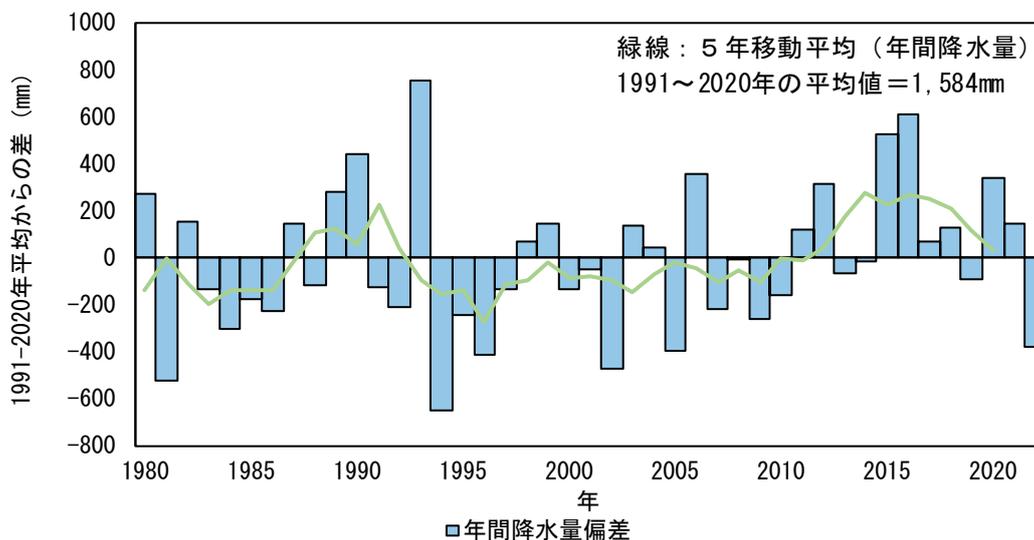
本町の日照時間はおおむね1,500～2,500時間の範囲で変動しており、平均年間日照時間は1,914時間です。



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁HP）

図 3-4 年間降水量及び年間日照時間

（観測地点：三崎気象観測所（～1996年）、瀬戸気象観測所（1997年～））



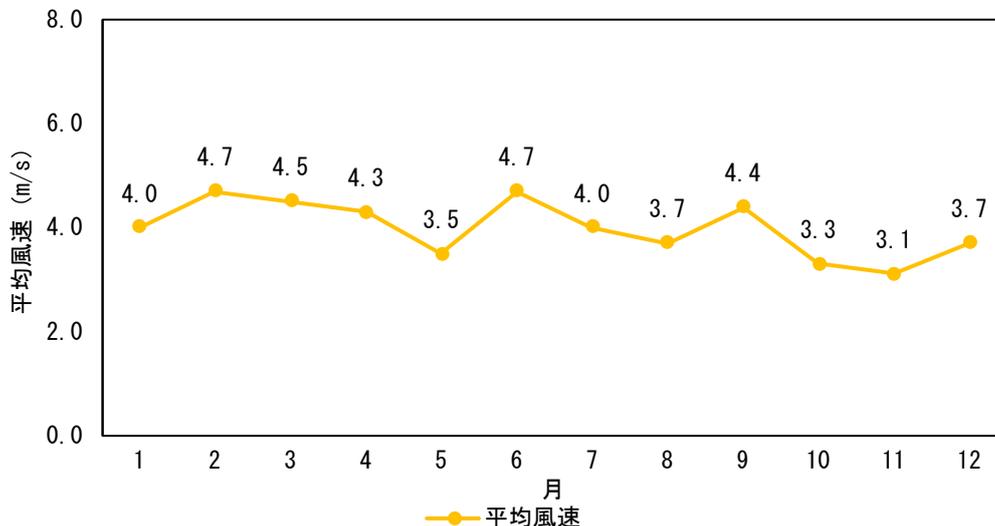
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁HP）

図 3-5 年間降水量偏差

（観測地点：三崎気象観測所（～1996年）、瀬戸気象観測所（1997年～））

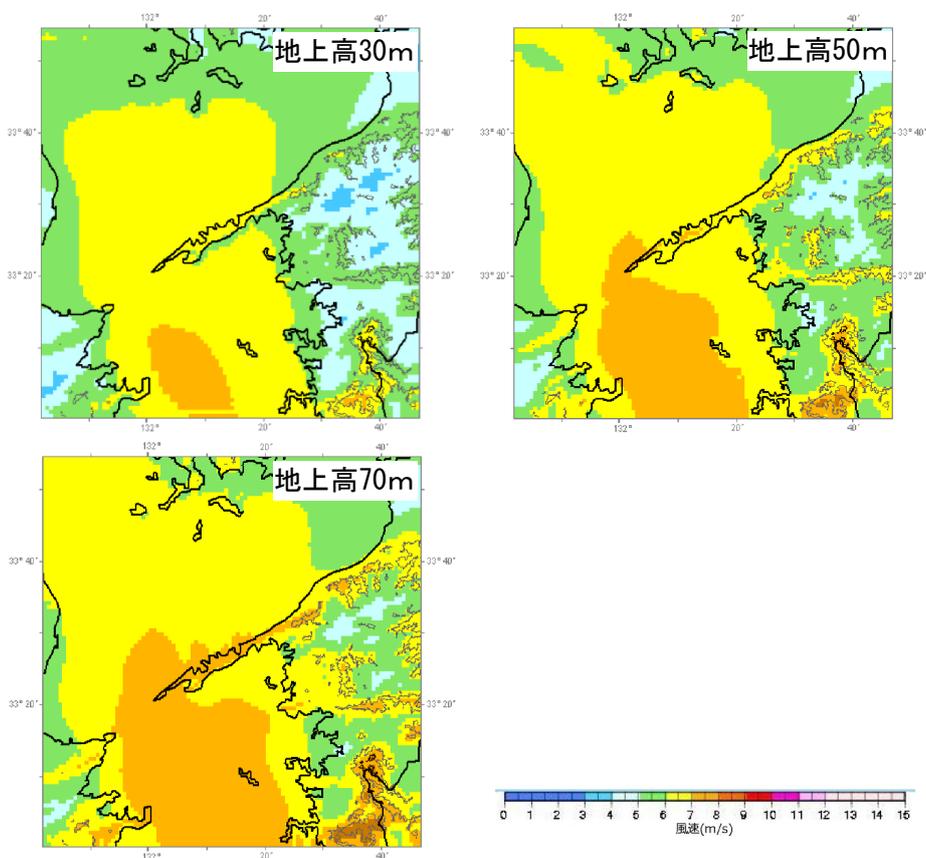
(3) 風況

本町の年平均風速（令和4（2022）年）は4.0m/sで、1年を通して3～4m/sの風が吹いています。また、地上高30m、50mの年平均風速は6～8m/s、地上高70mでは7～8m/sと風の強い地域となっています。



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁HP）

図 3-6 月ごとの平均風速（観測地点：瀬戸気象観測所、観測時期：令和4（2022）年）



出典：「局所風況マップ」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構HP）

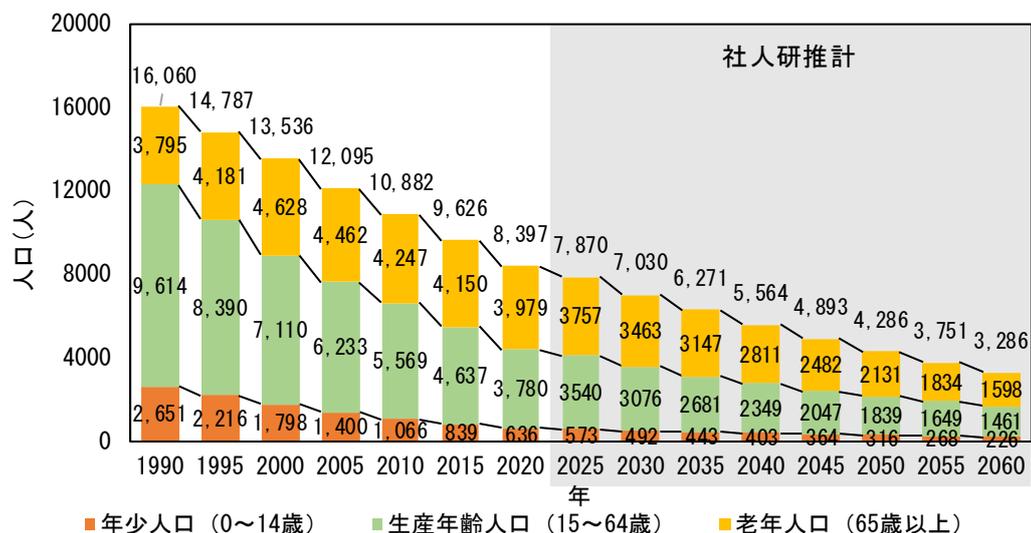
図 3-7 年平均風速

3.1.3 社会的特性

(1) 人口・世帯

本町の人口は、平成2（1990）年～令和2（2020）年にかけて減少しており、令和2（2020）年の人口は8,397人です。

令和2（2020）年以降についても減少は続く予想されており、令和12（2030）年には約7,000人、令和42年（2060）年には約3,300人になると推計されています。



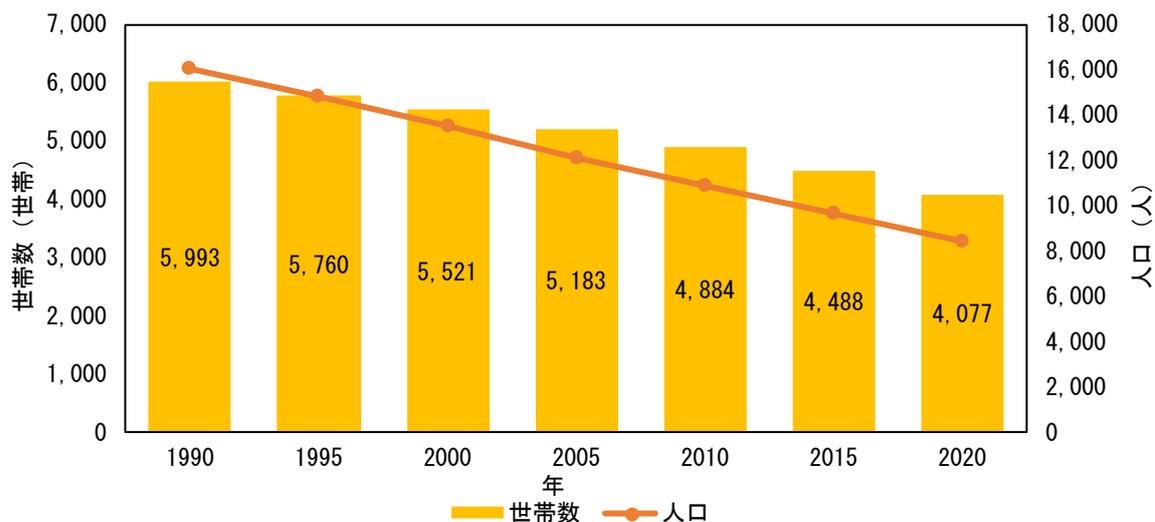
注) 令和2（2020）年の総数には年齢不詳の人数が含まれています。

出典：「国勢調査」（総務省HP）

「伊方町人口ビジョン」（平成28年3月 伊方町）

図 3-8 人口の推移

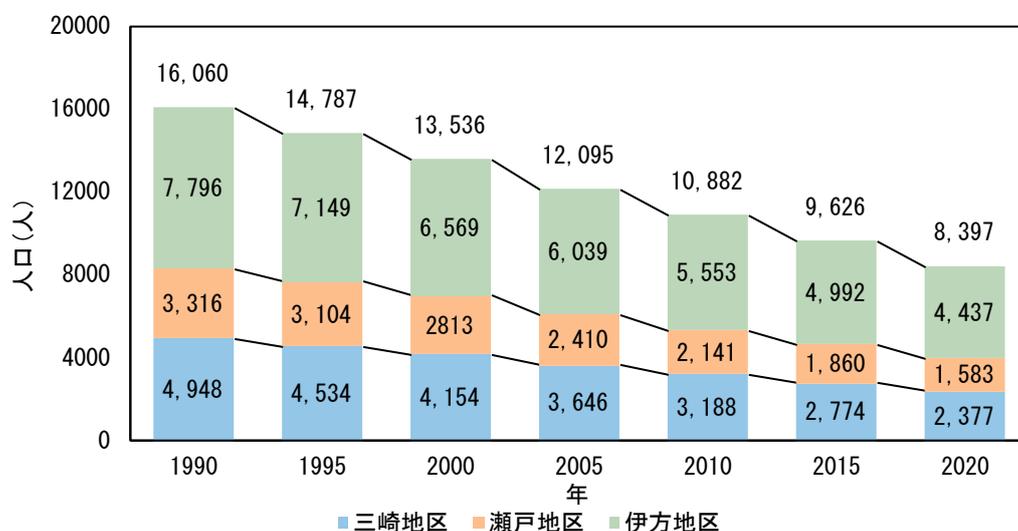
本町の世帯数は、平成2（1990）年～令和2（2020）年にかけて減少しており、令和2（2020）年の世帯数は4,077世帯です。



出典：「国勢調査」（総務省HP）

図 3-9 世帯数の推移

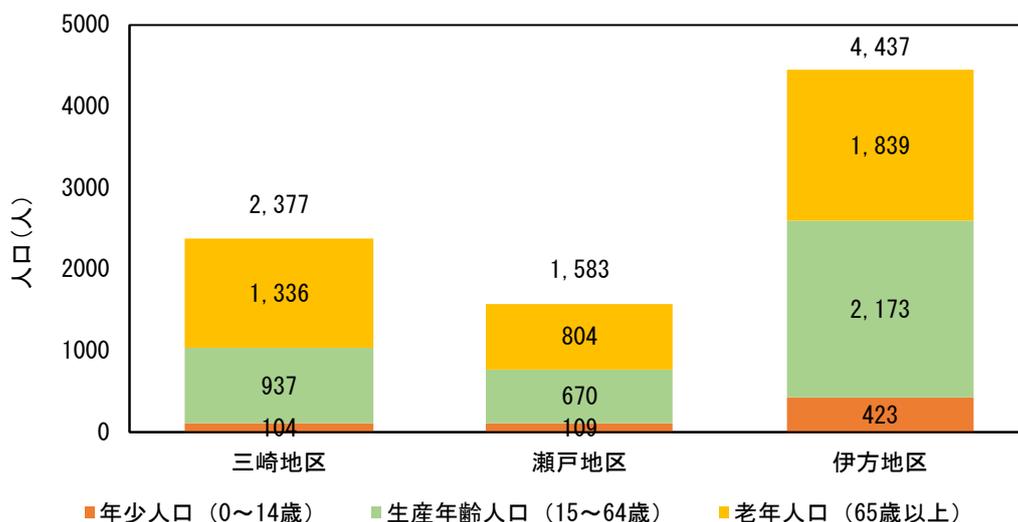
また、3地区（三崎地区、瀬戸地区、伊方地区）の人口は、平成2（1990）年～令和2（2020）年にかけてすべての地区で減少しており、令和2（2020）年の人口は三崎地区で2,377人、瀬戸地区で1,583人、伊方地区で4,437人です。



出典：「国勢調査」（総務省HP）

図 3-10 地区別人口の推移

さらに3地区（三崎地区、瀬戸地区、伊方地区）の年齢別人口構成（令和2（2020）年）は、三崎地区で約60%、瀬戸地区で約50%、伊方地区で約40%が老年人口となっています。



注）伊方地区の総数には年齢不詳の人数が含まれています。

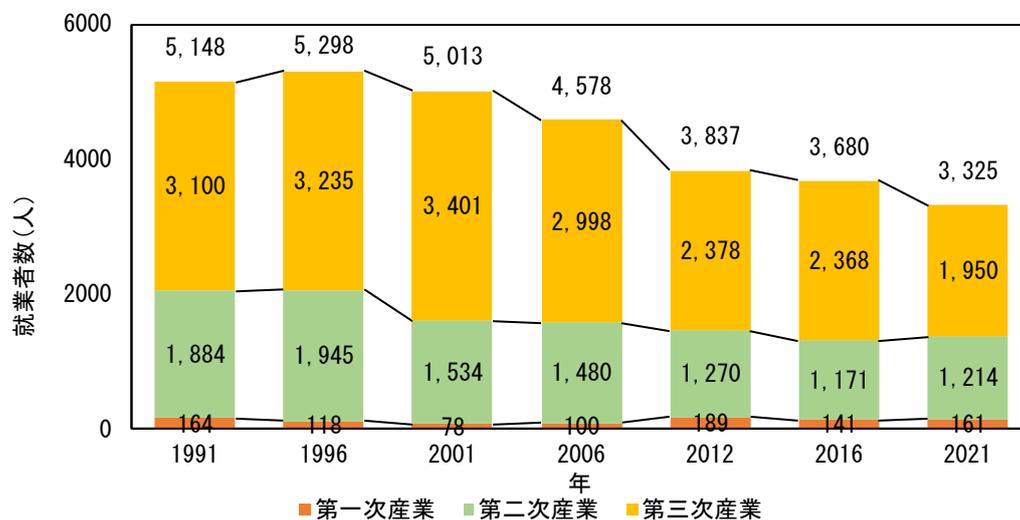
出典：「国勢調査」（総務省HP）

図 3-11 地区別年齢別人口構成（令和2年）

(2) 産業

1) 産業別就業者数

本町の産業別就業者数の合計は平成8（1996）年の5,298人から減少しており、令和3（2021）年は3,325人です。産業別では第3次産業の就業者数が最も多くなっています。



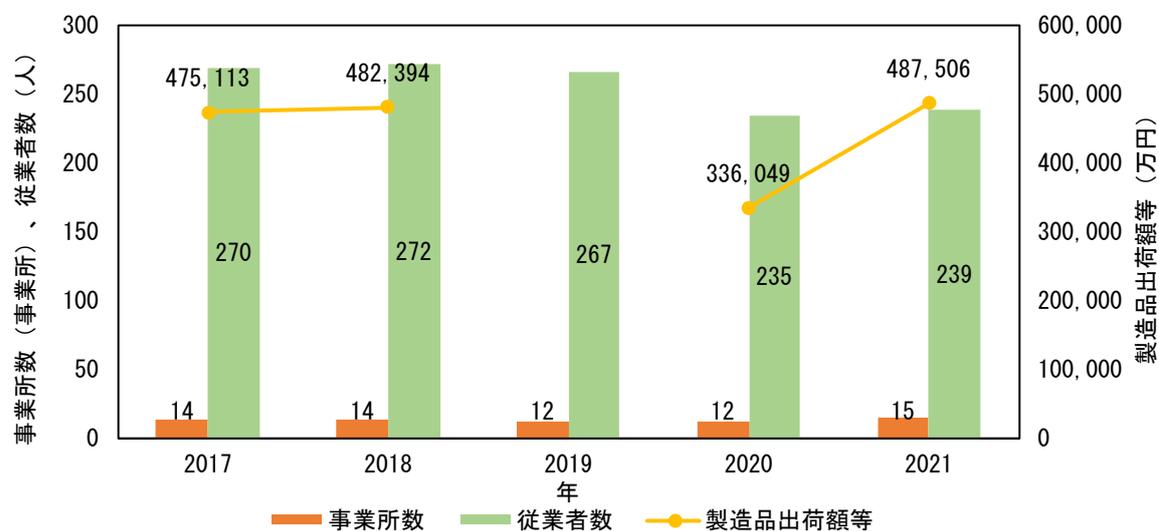
出典：「経済センサス - 活動調査」（総務省HP）
「事業所・企業統計調査」（総務省HP）

図 3-12 産業別就業者数の推移

2) 製造業

本町の製造業の事業所数は平成29（2017）年～令和3（2021）年にかけて横ばいとなっており、従業者数は減少しています。

製造品出荷額等は令和2（2020）年に減少しましたが、令和3（2021）年には平成29（2017）年、平成30（2018）年と同程度の487,506万円となっています。



注) 令和元（2019）年の製造品出荷額等は公表されていません。

出典：「工業統計調査」（経済産業省HP）

「経済センサス - 活動調査」（総務省HP）

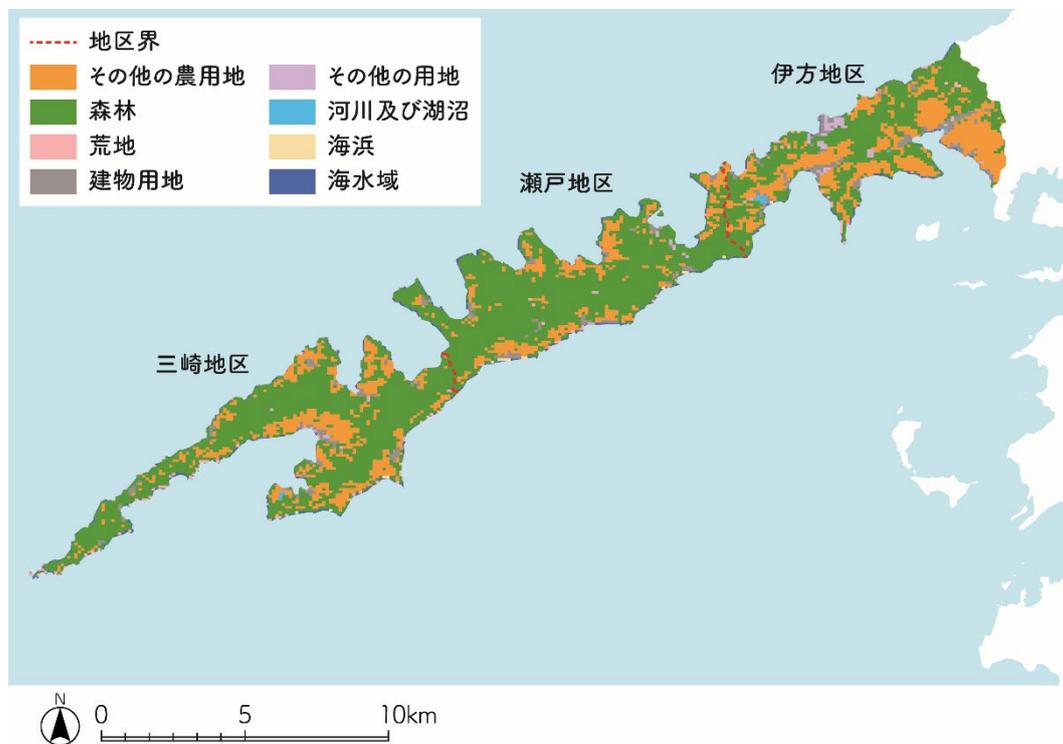
「経済構造実態調査」（総務省HP）

図 3-13 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(3) 土地利用

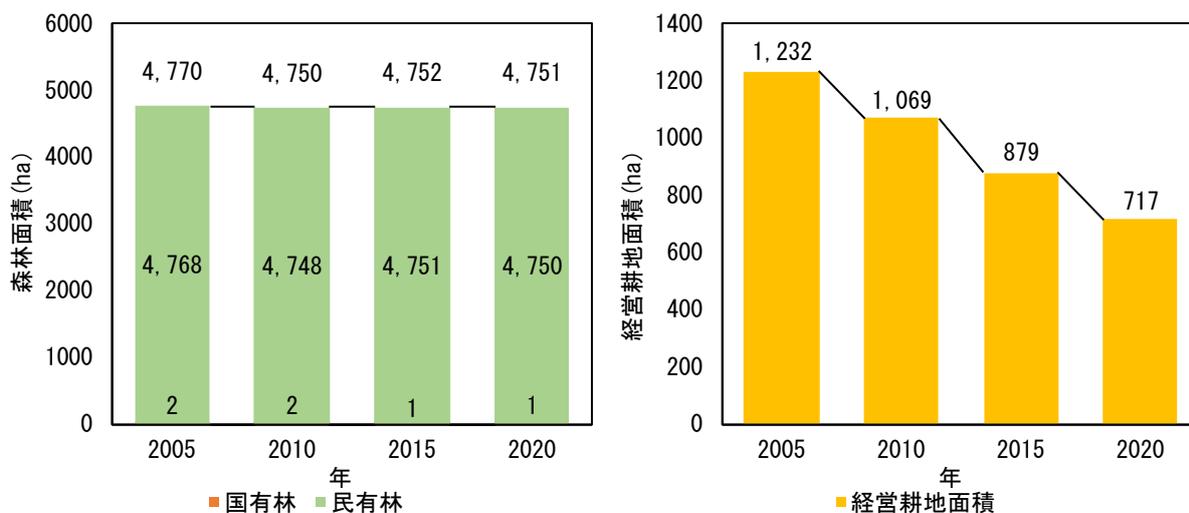
本町の土地利用は森林やその他の農用地が多くを占め、一部建物用地等があります。

また、本町の林野面積は平成17（2005）年～令和2（2020）年にかけて横ばい傾向となっており、令和2（2022）年の林野面積は4,751haです。経営耕地面積は平成17（2005）年～令和2（2020）年にかけて減少しており、令和2（2022）年の経営耕地面積は717haです。



注) 「その他の農用地」は麦・陸稲・野菜・草地・芝地りんご・梨・桃・ブドウ・茶・桐はぜ・こうぞ・しゅろ等を栽培する土地を示します。
 出典：「国土数値情報」（国土交通省HP）

図 3-14 土地利用の状況



出典：「愛媛県オープンデータカタログ」（愛媛県HP）

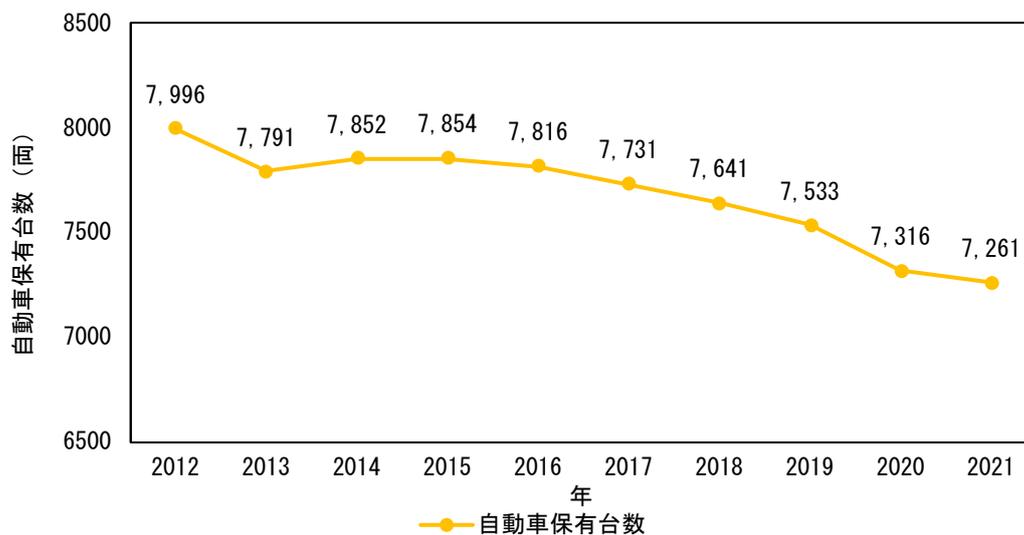
図 3-15 森林面積（左）と経営耕地面積（右）の推移

(4) 交通

1) 自動車保有台数

本町の自動車保有台数は平成24(2012)年の7,996両から減少傾向となっており、令和3(2021)年に7,261両です。

愛媛県の自動車保有台数は約100万両であり、本町の自動車保有台数は愛媛県の1%程度となっています。



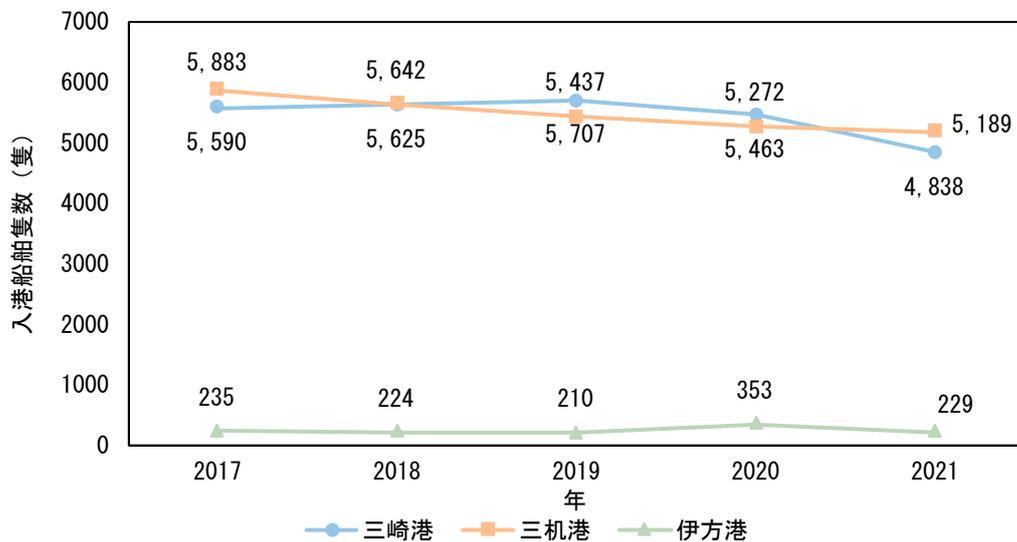
出典：「愛媛県オープンデータカタログ」(愛媛県HP)

図 3-16 自動車保有台数の推移

2) 船舶

本町の港湾（三崎港、三机港、伊方港）の入港船舶隻数は平成29（2017）年～令和3（2021）年にかけて減少しています。

また、三崎港からは大分県大分市の佐賀関港を結ぶフェリーが運航されています。



出典：「愛媛県オープンデータカタログ」（愛媛県HP）
伊方町建設課資料

図 3-17 入港船舶隻数の推移



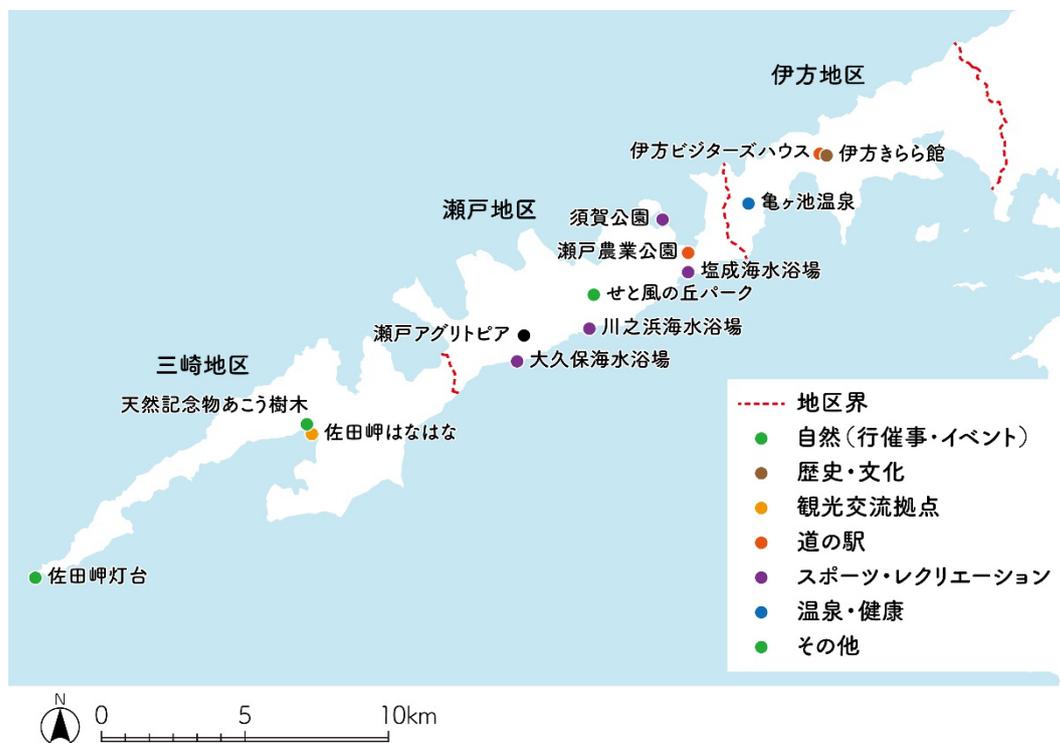
出典：「海しる」（海上保安庁HP）

図 3-18 港湾の位置とフェリー航路

(5) 観光

本町では観光を基幹産業の一つとして位置付けています。

佐田岬灯台は「四国最西端 豊予海峡を見守る佐田岬灯台」として、四国らしさの感じられる素晴らしい景観である「四国八十八景」として選定されています。



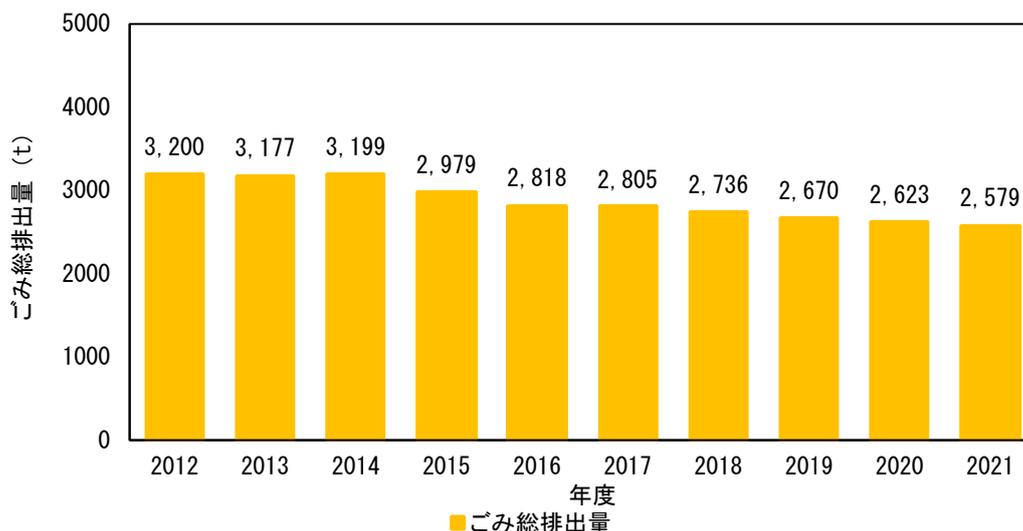
出典：「伊方町地域エネルギービジョン」(平成30年3月 伊方町)

図 3-19 主な観光資源

(6) 廃棄物

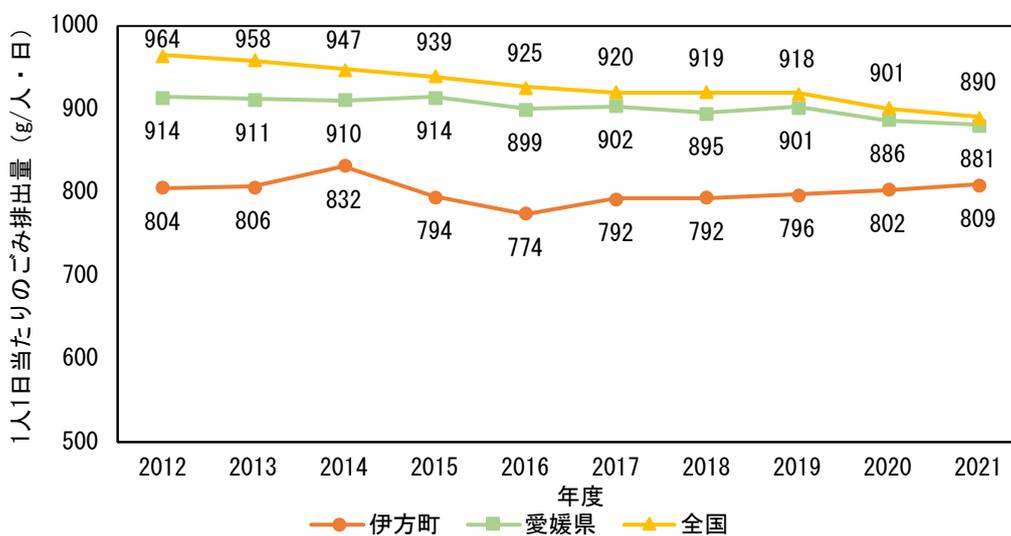
本町のごみ総排出量は平成24（2012）年～令和3（2021）年にかけて減少傾向にあり、令和3（2021）年のごみ総排出量は2,579tです。

また、1人1日当たりのごみ排出量は横ばいで、全国および愛媛県と比較して低い値となっています。



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省HP）

図 3-20 ごみ総排出量の推移



出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省HP）

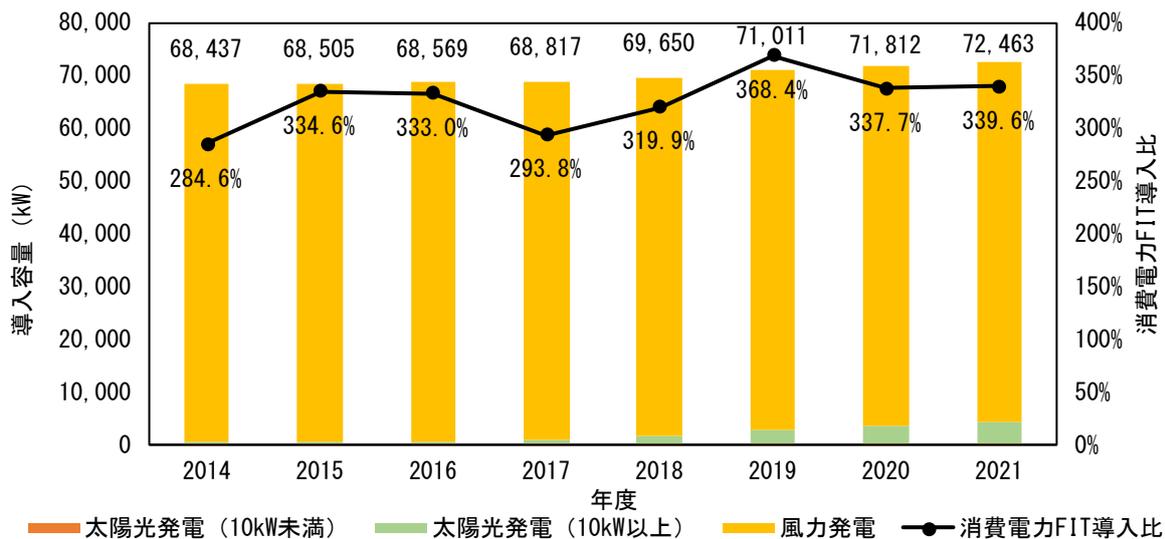
図 3-21 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(7) 再生可能エネルギー

1) 導入状況

本町の固定価格買取制度（FIT制度）による再生可能エネルギーの導入量は、設備容量でみると上昇傾向にあり、令和3（2021）年度には72,463kWの発電設備が導入されています。本町には大型風力発電所が6事業（表 3-1）あることから、風力発電が約94%と本町の再生可能エネルギーの導入量の大半を占めています。

なお、町内の消費電力の推計値に対するFIT導入率は、339.6%です。



出典：「自治体排出量カルテ」（環境省HP）

図 3-22 再生可能エネルギーの導入量の推移

2) 風力発電

本町が位置する佐田岬半島は日本でも有数の風の強い地域で、この風力を活かした大型風力発電所が6事業あります。年間の予想発電量は1億7200万kWhで、約4万世帯の電気を賄うことができます。

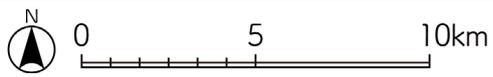
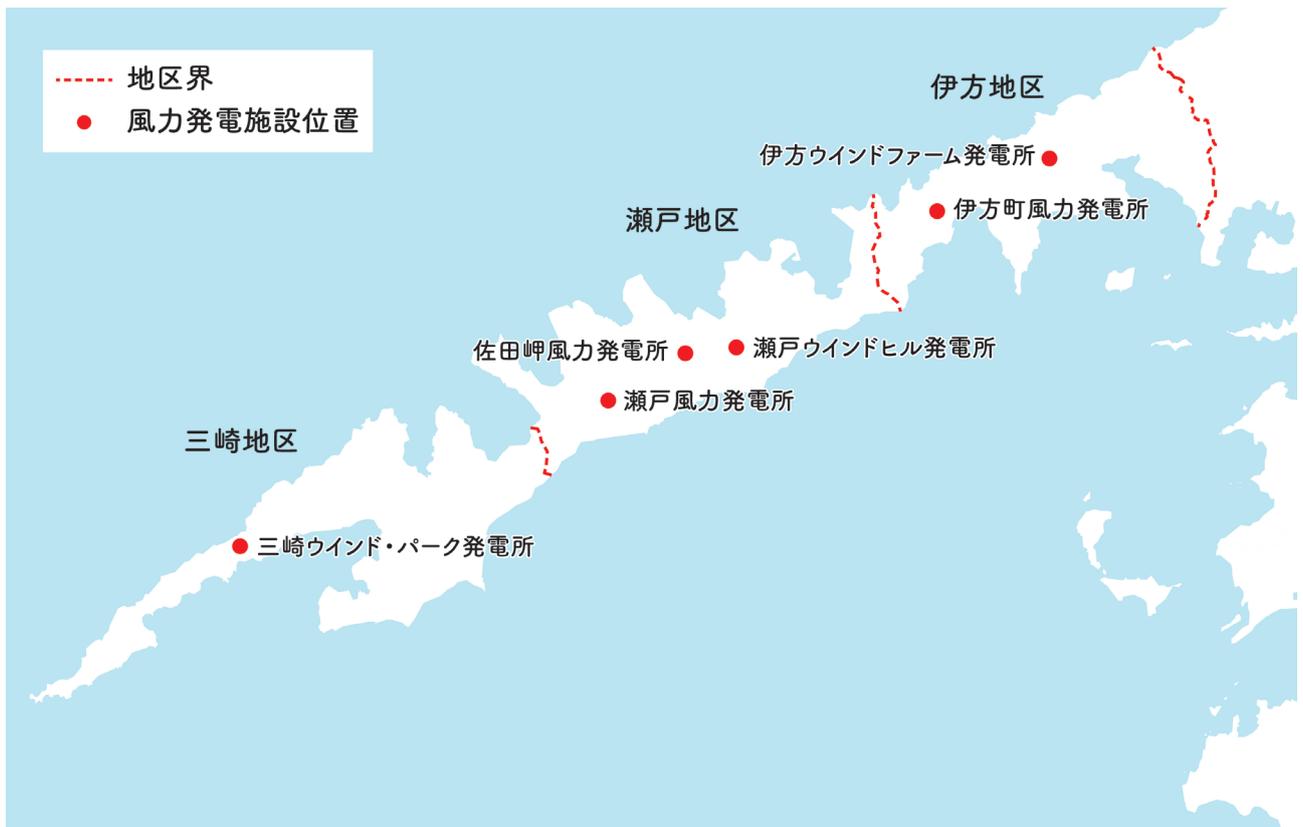
また、風力発電事業の目的と効果として、以下があげられます。

1. 地域経済刺激：起業投資効果、観光消費の拡大、売電・町税収入の発生
2. 地域個性形成：町を語るシンボルづくり
3. 国策への貢献：地域環境保全、新エネルギー導入の推移

表 3-1 風力発電所の事業概要

瀬戸ウインドヒル発電所 ※設備更新のため撤去		伊方町風力発電所	
風車建設地	瀬戸地域(せと風の丘パーク内)	風車建設地	伊方地域 (二見くるりん風の丘パーク内)
事業規模	1000kW風車×11基 (定格出力11,000kW)	事業規模	850kW風車×2基 (定格出力1,700kW)
導入機種	三菱重工業MWT-1000	導入機種	ヴェスタスv52-850
予想発電量	29,000MWh/年	予想発電量	5,700MWh/年
運転開始	平成15年10月	運転開始	平成17年4月
事業主体	第3セクター (株)瀬戸ウインドヒル	事業主体	伊方町
佐田岬風力発電所		三崎ウインド・パーク発電所	
風車建設地	瀬戸地域	風車建設地	三崎地域 (みさき風の丘パーク周辺)
事業規模	1000kW風車×9基 (定格出力9,000kW)	事業規模	1000kW風車×20基 (定格出力20,000kW)
導入機種	三菱重工業MWT-1000A	導入機種	三菱重工業MWT-1000A
予想発電量	29,000MWh/年	予想発電量	50,000MWh/年
運転開始	平成18年12月	運転開始	平成19年3月
事業主体	大和ハウス工業(株)	事業主体	第3セクター 三崎ウインド・パワー(株)
瀬戸風力発電所		伊方ウインドファーム発電所	
風車建設地	瀬戸地域	風車建設地	伊方地域
事業規模	2000kW風車×4基 (定格出力8,000kW)	事業規模	1500kW風車×12基 (定格出力18,000kW)
導入機種	ガメサG80	導入機種	フライデラーEPW1570
予想発電量	20,000MWh/年	予想発電量	42,000MWh/年
運転開始	平成20年2月	運転開始	平成22年3月
事業主体	(株)ユーラスエナジー瀬戸	事業主体	第3セクター 伊方エコ・パーク(株)

出典：「伊方の風力発電事業」(伊方町ホームページ)



出典：「国土数値情報」（国土交通省HP）

図 3-23 風力発電所の位置

3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

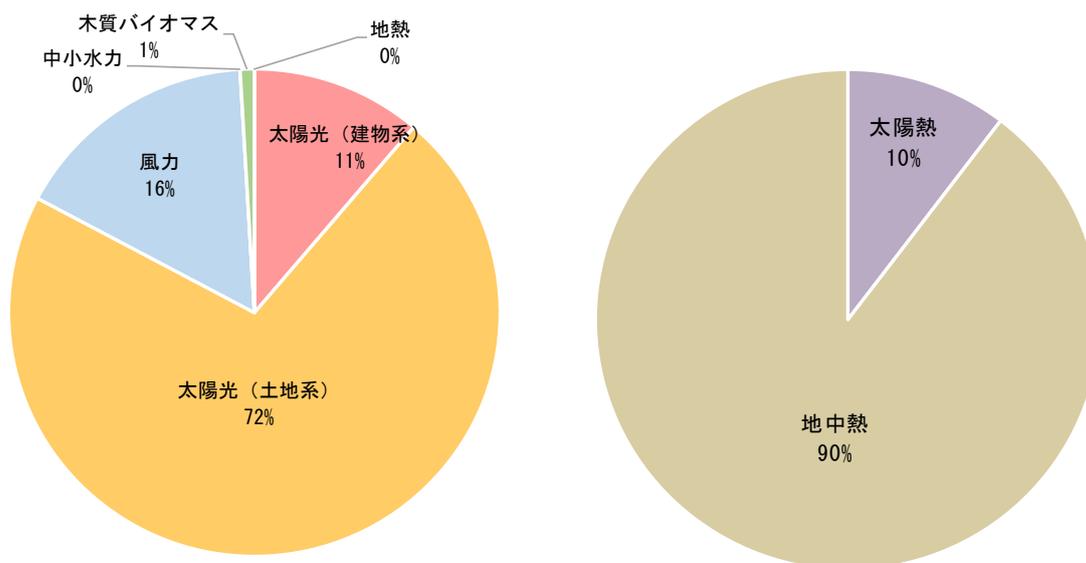
本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを表 3-2に、割合を図 3-24に、分布を図 3 29示します。本町では、発電については太陽光発電のポテンシャルが高く、熱利用については地中熱のポテンシャルが高いことがわかります。

表 3-2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

大区分	中区分	導入ポテンシャル	単位	年間発電量	単位
太陽光	建物系	85	MW	112	MWh/年
	土地系	543	MW	711	MWh/年
陸上風力		60	MW	162	MWh/年
中小水力	河川部	0	MW	0	MWh/年
	農業用水路	0	MW	0	MWh/年
木質バイオマス		1	MW	9	MWh/年
地熱		0	MW	0	MWh/年
再生可能エネルギー（電気）合計		688	MW	994	MWh/年
太陽熱		66,829	GJ/年	—	—
地中熱		578,414	GJ/年	—	—
再生可能エネルギー（熱）合計		645,243	GJ/年	—	—

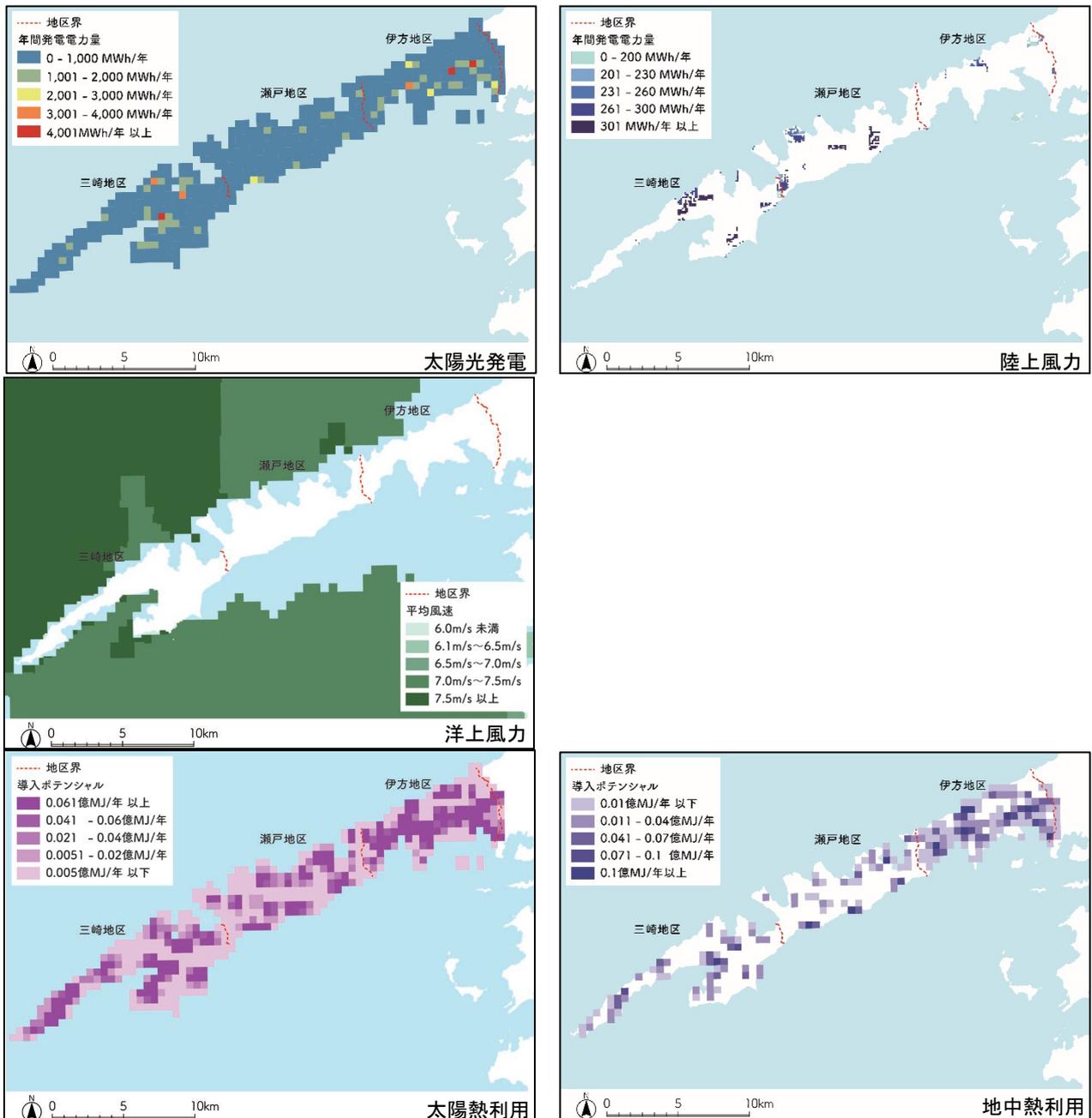
注) 値は小数点以下を四捨五入しているため、合計数と内訳数の合計が一致しない場合があります。

出典：「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」（環境省HP）から作成



出典：「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」（環境省HP）から作成

図 3-24 導入ポテンシャルの割合



出典：「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」(環境省HP) から作成

図 3-25 導入ポテンシャルの分布

【導入ポテンシャルとは】

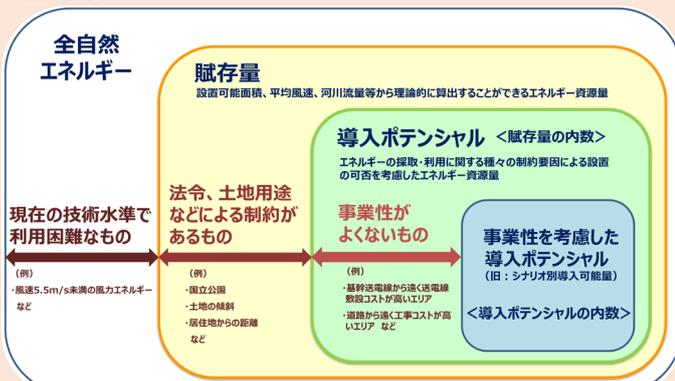
再生可能エネルギーの導入可能量には賦存量と導入ポテンシャルがあります。

賦存量

設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量

導入ポテンシャル

エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量



出典：「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル」(環境省HP)

3.1.4 地区別の地域特性と地域課題

町域を特性の異なる3つの地区（三崎地区、瀬戸地区、伊方地区）に区分し、各地域の特性と課題を整理しました。

(1) 三崎地区

三崎地区は旧三崎町に該当し、佐田岬半島の先端に位置します。町内最高峰の伽藍山（標高414m）など自然に恵まれた風光明媚な地区で、一部が瀬戸内海国立公園の指定を受けています。北は伊予灘、南は宇和海、西は豊予海峡に囲まれており、洋上風力のポテンシャルが高い地区です。



また、「佐田岬はなはな」、「佐田岬灯台」など観光スポットが多く分布しています。

課 題

- ・ 老年人口が約60%（令和2（2020）年）を占め、高齢化率が高くなっています。
- ・ 大分県大分市の佐賀関港を結ぶ定期フェリーが運航されている「三崎港」からのCO₂排出が想定されます。
- ・ 最寄りの鉄道駅から離れており、本地区への観光目的の自動車走行によるCO₂排出が想定されます。

(2) 瀬戸地区

瀬戸地区は旧瀬戸町に該当し、佐田岬半島の中程に位置します。宇和海と瀬戸内海に囲まれた農漁村です。中央部には見晴山（標高395m）が位置し、地区内の多くを森林が占めています。



また、地区内には3つの風力発電所が位置しており、陸上風力のポテンシャルが高い地区となっています。

課 題

- ・ 人口が少なく、老年人口は約50%（令和2（2020）年）と高齢化率が高くなっています。
- ・ 「佐田岬メロディー道路」があり、観光目的の自動車走行によるCO₂排出が想定されます。
- ・ 「三机港」からのCO₂排出が想定されます。
- ・ 地区内の多くを占めている森林の整備が必要不可欠です。

(3) 伊方地区

伊方地区は旧伊方町に該当し、佐田岬半島の基部に位置します。人口が最も多く、四国で唯一の「伊方原子力発電所」や「伊方町リサイクルセンター」、「伊方町一般廃棄物最終処分場」などの施設が位置しています。また、果樹園などの一次産業も盛んです。

建物が多くあることから熱需要量を考慮した分布である太陽熱利用、地熱利用のポテンシャルが高い地区となっています。



課 題

- ・ 老年人口は約40%（令和2（2020）年）と高齢化率が高くなっています。
- ・ 3つの地区の中で最も人口が多く、市街化されている地域であり、製造業や家庭からのCO₂排出が想定されます。
- ・ 「伊方港」からのCO₂排出が想定されます。

3.2 温室効果ガスの排出量

3.2.1 温室効果ガス排出量の算定対象とする部門・分野

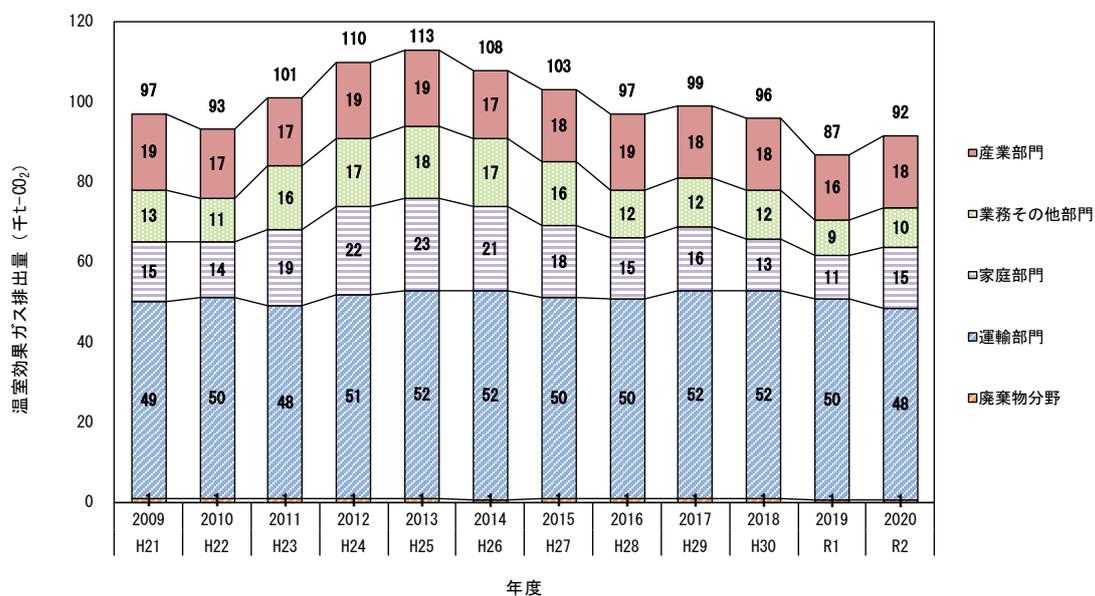
対象とする温室効果ガス排出量の部門・分野は次のとおりとします。

表 3-3 算定対象とする部門・分野

ガス種	部門・分野		説明
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・ 鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林 水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	
	運輸部門	自動車	自動車（貨物及び旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
船舶		船舶におけるエネルギー消費に伴う排出	
エネルギー起源 CO ₂ 以外のガス	廃棄物 分野	一般 廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

3.2.2 温室効果ガス排出量の推移

本町の温室効果ガス排出量は、平成25（2013）年度が113千t-CO₂と最も多く、その後減少傾向となっており、令和2（2020）年度では92千t-CO₂となっています。



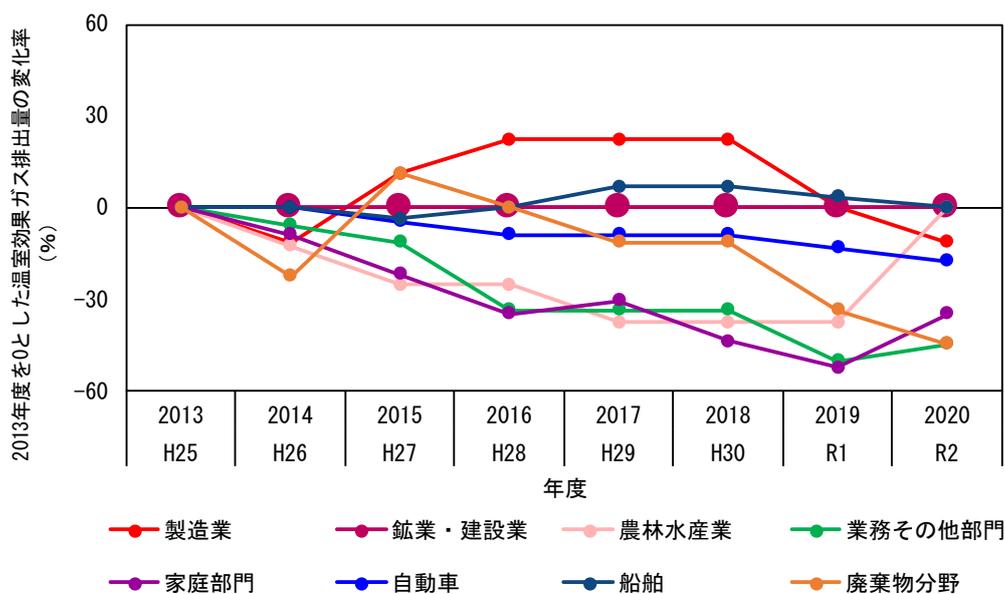
注) 「産業部門（製造業）」については、平成23（2011）年度、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度及び令和元（2019）年度において温室効果ガス排出量の推計に用いた活動量（製造品出荷額等）が公表されていないため、前後の年度の活動量から比例計算で補完を行いました。

図 3-26 温室効果ガス排出量の推移

3.2.3 温室効果ガス排出量の部門別傾向

平成25（2013）年度を基準とした部門別温室効果ガス排出量は、「製造業」及び「船舶」以外は横ばいもしくは減少傾向となっています。「製造業」は平成27（2015）年度～平成30（2018）年度に、「船舶」は平成29（2017）年度～平成30（2018）年度に増加傾向にありましたが、それ以降は減少傾向となっています。

また、温室効果ガス排出量の部門別構成比は、平成25（2013）年度に比べて令和2（2020）年度では、「産業部門」や「運輸部門」の割合が大きくなり、「家庭部門」の構成割合が小さくなっています。



注「産業部門（製造業）」については、平成23（2011）年度、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度及び令和元（2019）年度において温室効果ガス排出量の推計に用いた活動量（製造品出荷額等）が公表されていないため、前後の年度の活動量から比例計算で補完を行いました。

図 3-27 平成 25（2013）年度を基準とした部門別温室効果ガス排出量の推移

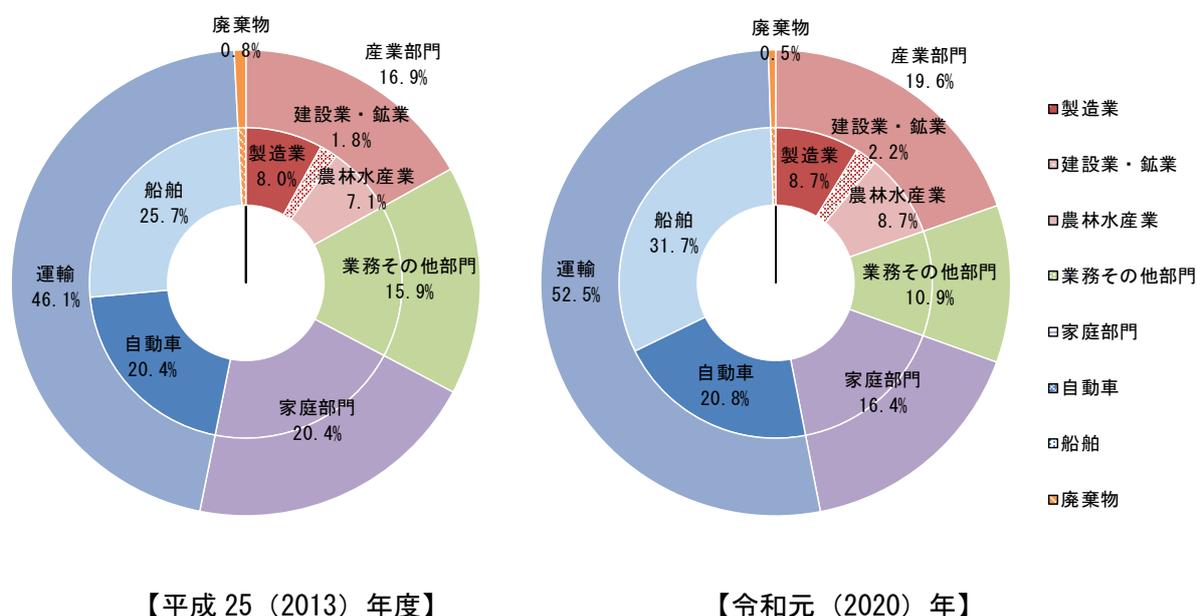


図 3-28 温室効果ガス排出量の部門別構成比

3.3 温室効果ガス排出量変化の要因

本町のこれまでの温室効果ガスの排出傾向とその要因を表 3-4に整理しました。

表 3-4 本町の温室効果ガスの排出傾向とその要因

項目		排出傾向	排出傾向の要因
全体排出量		平成25（2013）年度をピークに減少傾向	全体の排出量に占める割合が大きい運輸部門は変動が小さいですが、廃棄物分野を除くそれ以外の分野の排出量は年度ごとに変動はあるものの長期的には減少傾向にあります。
産業部門	製造業	増減を繰り返す	各年度の製造品出荷額等に依存して増減したと考えられます。
	鉱業・建設業	ほとんど変動なし	使用する機械の省エネ化などが考えられますが、排出量自体が少ないため、排出量全体の傾向には影響していません。
	農林水産業	平成25（2013）年度から令和元（2019）年にかけて減少傾向だが、令和2（2020）年に増加	令和元（2019）年までは従業者数の減少などにより排出量が減少し、令和2（2020）年は従業者数の増加などにより排出量も増加したと考えられます。
家庭部門		平成25（2013）年度をピークに減少傾向	人口の減少などに伴い、排出量が減少したと考えられます。
業務その他部門		平成25（2013）年度をピークに減少傾向	空調等の業務機械の省エネ化などに伴い、排出量が減少したと考えられます。
運輸部門	自動車	減少傾向	自動車の保有台数の減少や自動車の燃費向上、次世代自動車の導入などにより、排出量が減少したと考えられます。
	船舶	増減を繰り返す	各年度の入港船舶数に依存して増減したと考えられます。
廃棄物分野 （一般廃棄物）		減少傾向	ごみ排出量の減少などが考えられますが、排出量自体が少ないため、排出量全体の傾向には影響していません。

3.4 温室効果ガス吸収量

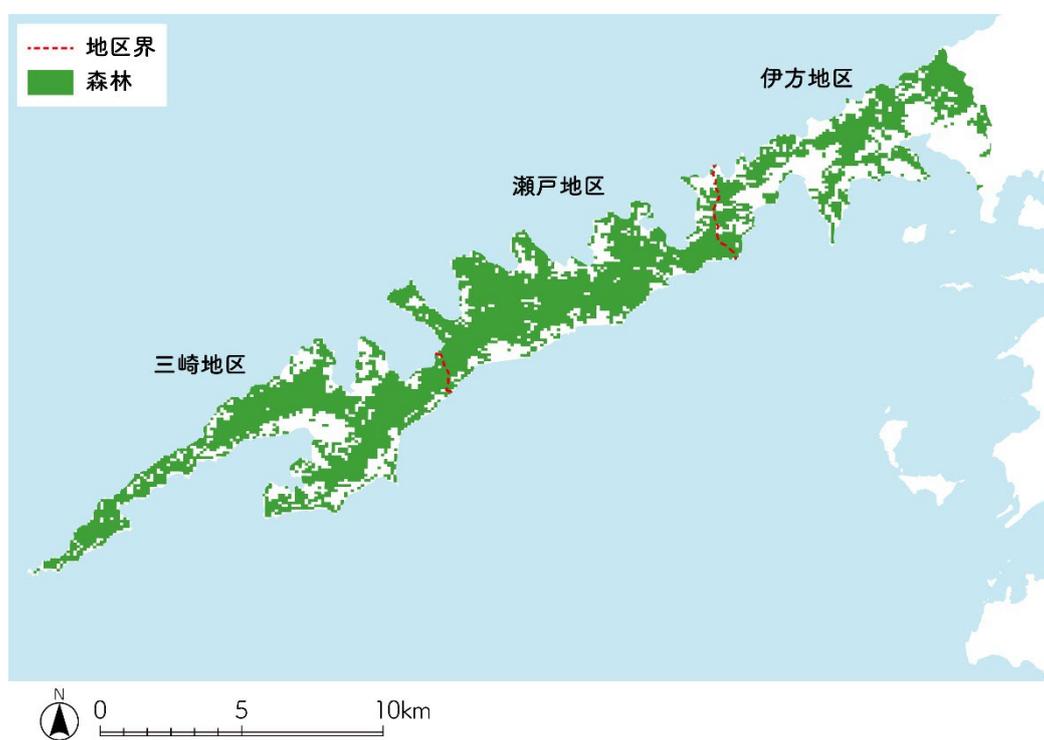
3.4.1 森林資源

本町の森林による温室効果ガス吸収量は森林計画対象森林を対象として、森林蓄積の変化量を基に推計しました。

推計の結果、本町の森林吸収量は令和4（2022）年度で約9千t-CO₂でした。

表 3-5 森林吸収量（2022 年度）

森林吸収量
約9千t-CO ₂



出典：「国土数値情報」（国土交通省HP）

図 3-29 森林の分布状況（令和3（2021）年度作成データ）

3.4.2 海洋資源（藻場・干潟）

本町の沿岸の藻場・干潟の海洋資源による温室効果ガス吸収量（ブルーカーボン量）は、平成28（2016）年度～平成29（2017）年度に実施された藻場・干潟調査（環境省）の結果を基に推計しました。

推計の結果、本町のブルーカーボン量は約985t-CO₂/年でした。

表 3-6 ブルーカーボン量

ブルーカーボン量
約985t-CO ₂ /年



出典：「瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査結果」（環境省HP）

図 3-30 藻場及び干潟の分布状況

第4章 伊方町の削減目標

4.1 温室効果ガス排出量の将来推計（現状趨勢ケース／このままだとどうなるか）

現状趨勢（BAU）による温室効果ガス排出量の将来推計は、複数パターンの将来人口推計の結果（表4-1）を用いて実施しました。

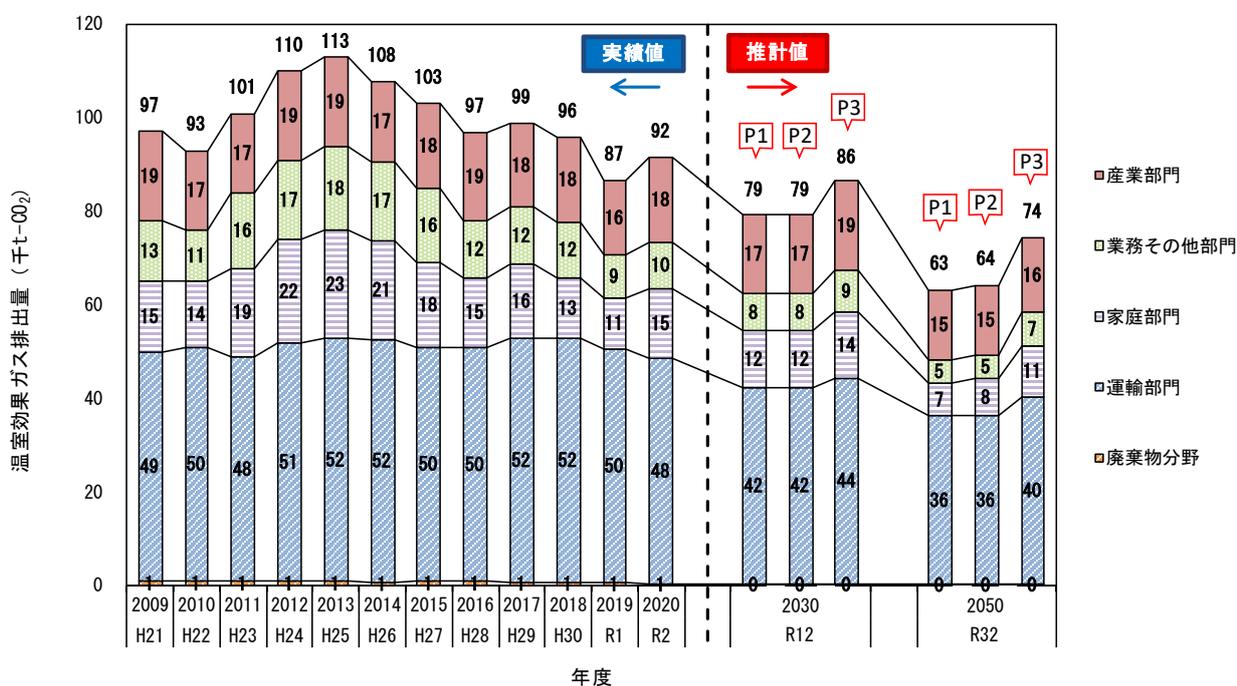
令和12（2030）年度の温室効果ガスの排出量は79～86千t-CO₂であり、令和2（2020）年度に比べて6～13千t-CO₂減少します。

また、令和32（2050）年度の温室効果ガス排出量は63～74千t-CO₂であり、令和2（2020）年度に比べて18～29千t-CO₂減少します。

表 4-1 将来人口の推計パターン

パターン	推計の条件	将来人口（人）	
		令和12（2030）年度	令和32（2050）年度
P1	全国で移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計	7,030	4,286
P2	合計特殊出生率が上昇すると仮定した推計	7,238	4,717
P3	合計特殊出生率が上昇+本町からの移動がゼロ（均衡）で推移すると過程した推計	8,069	6,247

出典：「伊方町人口ビジョン」（平成28年3月 伊方町）



注1）現状趨勢（BAU）推計について：

部門別温室効果ガス排出量の現状趨勢（BAU）推計は、各部門における将来の活動量のトレンド予測（将来の人口推移等を基に増減率を算出）を実施したうえで、令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量を基準に令和12（2030）年度と令和32（2050）年度の排出量を算出しました。

注2）P1：パターン1、P2：パターン2、P3：パターン3

注3）「産業部門（製造業）」については、平成23（2011）年度、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度及び令和元（2019）年度において温室効果ガス排出量の推計に用いた活動量（製造品出荷額等）が公表されていないため、前後の年度の活動量から比例計算で補完を行いました。

図 4-1 現状趨勢（BAU）推計による温室効果ガス排出量の推移

4.2 温室効果ガス削減目標

2030年度および2050年度における温室効果ガス削減目標（計画目標・長期目標）を図 4-2のとおり定めます。

【温室効果ガス削減目標】

＜基準年度：平成25（2013）年度＞

【計画目標】 令和12（2030）年度　：　**46%削減**

【長期目標】 令和32（2050）年度　：　**実質ゼロ**

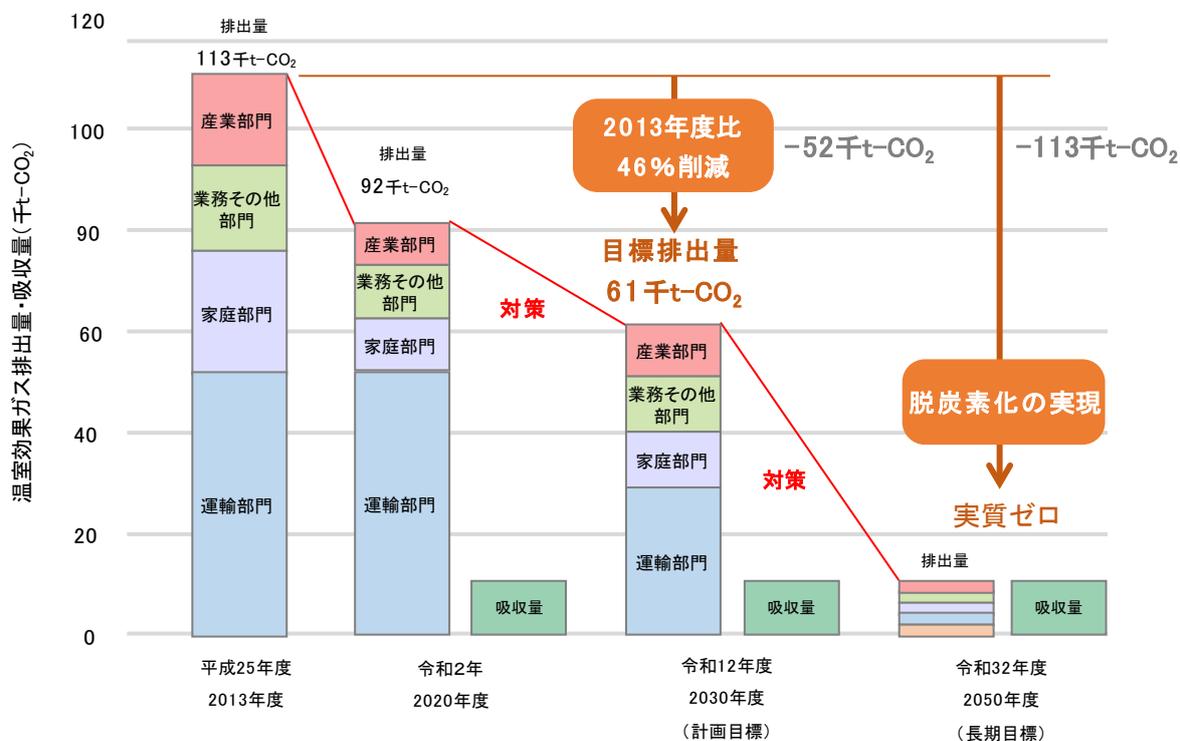


図 4-2 温室効果ガス削減目標

前述の現状趨勢（BAU）推計で試算された温室効果ガス排出量の将来値に、削減対策の実施による削減見込量等を考慮し、部門・分野別の削減目標を表 4-2のとおり設定しました。

表 4-2 2030 年度・2050 年度における部門・分野別削減目標

部門・分野	平成25(2013)年度 基準排出量	令和2(2020)年度 現状排出量 (基準値からの 削減割合) ^{※1}	令和12(2030)年度 各部門の目標排出量 (基準値からの 削減割合)	令和32(2050)年度 各部門の目標排出量 (基準値からの 削減割合)
産業部門	19 千t-CO ₂	18 千t-CO ₂ (▲5%)	17 千t-CO ₂ (▲10%)	2 千t-CO ₂ (▲89%)
業務その他 部門	18 千t-CO ₂	10 千t-CO ₂ (▲44%)	6 千t-CO ₂ (▲66%)	0 千t-CO ₂ (▲100%)
家庭部門	23 千t-CO ₂	15 千t-CO ₂ (▲35%)	10 千t-CO ₂ (▲55%)	3 千t-CO ₂ (▲89%)
運輸部門	52 千t-CO ₂	48 千t-CO ₂ (▲8%)	37 千t-CO ₂ (▲28%)	6 千t-CO ₂ (▲89%)
廃棄物 分野	1 千t-CO ₂	1 千t-CO ₂ (▲44%)	0 千t-CO ₂ (▲50%)	0 千t-CO ₂ (▲61%)
吸収源	—	—	▲10 千t-CO ₂	▲11 千t-CO ₂
合計	113 千t-CO ₂	92 千t-CO ₂ (▲19%)	61 千t-CO ₂ (▲46%)	0 千t-CO ₂ (▲100%)

注1) 現状趨勢（BAU）推計について：

図 4-1に示す部門別温室効果ガス排出量の現状趨勢（BAU）推計のうち、P3：パターン3の推計値を用いています。

5.2 伊方町の温暖化対策の取り組み

5.2.1 取り組みの体系

本町の現状と課題を踏まえて、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた以下の5つの基本方針を掲げ、各基本方針に沿った温暖化対策の取り組みを整理しました。

愛媛県の計画と連携・協働するため、本計画の基本方針と取り組みは県の施策を基本としながら、本町の地域特性や課題を踏まえた独自の取り組みも加えて推進していきます。

また、基本方針ごとに本計画の実効性を確保するために特に優先すべき取り組みを「重点施策」として選定しました。

表 5-1(1) 取り組みの体系

基本方針		取り組み	重点施策
1	エネルギーの脱炭素化の推進	太陽光発電の導入推進・支援	重点②
		環境に配慮した風力発電の導入促進	重点③
		木質バイオマスの利用促進と剪定枝の活用検討	重点③
		水素・アンモニア発電の導入に向けた機運醸成	
		亀ヶ池温泉の水溶性ガスのエネルギー使用の検討	
		エネルギーの地産地消の普及	重点③
		分散型エネルギーシステムの普及・啓発	重点①
		安全確保を大前提とした原子力発電の運転継続	
2	脱炭素型ビジネススタイルへの転換	建物の省エネルギー化や省エネ設備等の導入推進	重点④
		電化シフトの推進	
		環境にやさしい農業経営の推進	
		再生可能エネルギーを活用した漁業・農業の6次産業化の推進	重点②
		船舶の脱炭素化の推進	重点⑦
		職場の「エコスタイル」の推進	
		「エコ通勤」の推進	
		「エコドライブ」の推進	
		「低炭素社会実行計画」等の目標達成に向けた働き掛け	
		環境証書の購入によるカーボンオフセット等の普及	
		J-クレジット、J-ブルークレジット活用の促進	重点⑧
公共工事の省エネ化等の推進			
3	脱炭素型ライフスタイルへの転換	国民運動「デコ活」の推進	
		省エネ型の消費者行動の普及促進	
		家庭の省エネ診断の普及促進	
		家庭用蓄電池・電気自動車の普及	
		省エネ住宅の普及	
		省エネ家電の普及	
		エコカーやエコドライブの普及	
		公共交通機関等の利用促進	
		自転車ライフスタイルへの転換	
		食の地産地消、旬産旬消の推進	
		「おいしい食べきり運動推進店」普及推進	

表 5-1(2) 取り組みの体系

基本方針	取り組み	重点施策	
4	環境負荷の少ない地域づくり	地域循環共生圏の構築	
		脱炭素な地域づくり	
		豊かな自然環境の保全	
		生態系ネットワークの形成	
		県産木材の利用推進	
		森林の保全・整備の推進	重点⑧
		藻場・干潟の保全・再生の推進	重点⑧
		5 R+Renewable の推進	
		環境にやさしい新たな交流拠点の整備	
		循環型社会ビジネスの振興	
		地域交通のグリーン化の推進	重点⑥
		日常時・非常時における円滑な自動車交通を実現するための道路整備	重点⑤
		自然環境データの収集と情報共有	
		再資源化技術の開発支援	
5	環境教育・環境学習の充実とパートナーシップの構築	「エネルギーのふるさと」としてのPR強化	
		幼児期からの環境教育の充実	重点⑨
		教育体制の充実	重点⑨
		「きなはいや伊方人材バンク」の充実化と利用推進	
		自然の中での体験活動の推進	重点⑨
		「佐田岬はなはな」等の既存施設を活用した体験学習機会の創出	重点⑨
		地球温暖化対策地域協議会の設立の働き掛け	
		県、市町、NPO 等との連携	
		地域における地球温暖化対策の活動支援	
		広報、ホームページ、SNS 等による情報の発信	

5.2.2 基本方針

各基本方針の概要を整理しました。

基本方針1：エネルギーの脱炭素化の推進

本町では50年近くにわたって国の原子力政策、安全・技術の推進に大きく貢献しながら原子力エネルギーと共生してきました。また、「風車のまち」として平成15年10月から風力発電事業に取り組み、再生可能エネルギーの活用を推進してきました。

令和3（2021）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、安全を最優先で考えながら2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーや原子力などの実用段階にある脱炭素電源を活用し着実に脱炭素化を進めるとともに、火力発電の脱炭素化として燃料を水素・アンモニアに転換させることなどが挙げられています。

本町でもこれまでの取り組みを活かしながら、再生可能エネルギーのさらなる導入・利用促進、CO₂排出量の割合が約5割を占める「運輸部門」の燃料転換など脱炭素化に向けた取り組みを推進していきます。

基本方針2：脱炭素型ビジネススタイルへの転換

本町における令和元（2020）年のCO₂排出量の割合は「産業部門」及び「業務その他部門」が約3割を占めています。これまでも各事業者が温室効果ガス排出量の削減に向けて省エネ化等に取り組んできましたが、カーボンニュートラルの実現にはより大きな変化として脱炭素型のビジネススタイルへの転換が求められています。

事業者が積極的に脱炭素型のビジネススタイルへ切り替えるためには、事業者にとって取り組みやすい効果的な省エネルギー対策に関する情報や、SDGs、ESGの視点からの脱炭素化の動向などの情報を提供し、支援していくことが必要です。

基本方針3：脱炭素型ライフスタイルへの転換

日常生活に伴い排出されるCO₂の多くは、「移動」「住居」「食」に関連しており、これらの領域における脱炭素型ライフスタイルへの転換が効果的と言われています。

本町の「移動」に関しては、公共交通機関のサービスが限られており、移動手段として自家用車に依存しているのが現状です。また、「住居」は古い木造家屋や空き家が多く、住宅の省エネ化などは発展途上です。

「食」は本町の主な産業である農業や水産業を活かして、これまで以上に地産地消に取り組むことなどが求められます。

本町の「移動」「住居」「食」などのライフスタイルに関わる課題や特徴を踏まえて、脱炭素型への転換を推進していきます。

基本方針4：環境負荷の少ない地域づくり

本町から排出されるCO₂排出量を削減するためには、省エネや節電などの個々の取り組みだけではなく、本町の特性を活かしながら地域のシステムや構造を脱炭素型に転換していくことが必要です。CO₂排出量の削減につながる円滑な交通網整備や資源活用の仕組みの構築といった地域づくりを、中長期的な視点で進めていきます。

また、本町は森林が広く分布し、長い海岸線沿いには藻場や干潟が分布しています。これらはグリーンカーボン、ブルーカーボンとして二酸化炭素を吸収・固定する役割をはじめ、本町の一次産業を支える地域の重要な自然資本です。これら豊かな自然資本の保全や拡大も、環境負荷の少ない地域づくりとして重要であり、積極的に推進していくことが必要です。

基本方針5：環境教育・環境学習の充実とパートナーシップの構築

脱炭素社会の実現に向けては、大人から子どもまですべての世代が地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を選択することができるようになることが重要です。特に持続可能な社会の担い手である子どもたちが地球環境問題等に多く触れられるよう、教育現場をはじめとした環境教育・環境学習の充実を図ることが必要不可欠です。

また、地球温暖化対策は、限られた人材や資金等で実施しなければならないことがほとんどです。限られたリソースを最大限に活用するため、各主体が個別に取り組むのではなく、各主体が連携し協働することで対策効果が大きくなります。

今後の地球温暖化対策をより活性化させるため、そういった特徴を認識しながら、多様なパートナーシップの構築を推進していきます。

5.2.3 各基本方針におけるCO₂の削減見込量と具体的な取り組み

5つの基本方針におけるCO₂の削減見込量と具体的な取り組み内容を整理しています。

基本方針 1

エネルギーの脱炭素化の推進

◆ CO₂の削減見込量及び指標 ◆

部門	取り組み	平成 25 (2013) 年度からの削減見込量 (千 t-CO ₂)		指標	
		令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度	令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度
産業部門	事業所への太陽光発電システムの導入	0.60	3.50	太陽光発電 0.7千kW 導入	太陽光発電 4.6千kW 導入
	事業所への地中熱利用システムの導入	0.04	0.12	地中熱利用 1施設導入	地中熱利用 3施設導入
業務その他部門	公共施設への再生可能エネルギー	0.60	2.40	太陽光発電 0.7千kW 導入	太陽光発電 2.7千kW導入
	公共施設への地中熱利用システムの導入	0.04	0.12	地中熱利用 1施設導入	地中熱利用 3施設導入

◆ 取り組み内容 ◆

○太陽光発電の導入推進・支援

本町は温暖な瀬戸内気候により天候に恵まれ、太陽光発電の導入ポテンシャルが高い地域です。この地域特性を生かし、庁舎等の公共施設への太陽光発電の導入推進、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」(ZEH)の補助等による住宅用太陽光発電の導入推進、さらに事業用太陽光発電の導入促進に取り組めます。

○環境に配慮した風力発電の導入促進

これまで主に大型風力発電事業に取り組んできた本町ですが、今後は導入までの手続きにかかる手順等や買取価格の動向から、小型風力発電施設の導入が多くなると予想されます。規模の大小に関わらず森林や野生動物等の自然環境への影響を十分考慮したうえで風力発電の導入を促進します。

○木質バイオマスの利用促進と剪定枝の活用検討

ペレット等の発電燃料や製紙用チップなど、地域の間伐材等を利用した木質バイオマスの利用を推進し、二酸化炭素の吸収源である森林の整備や林業の振興など地域の活性化にもつなげます。また、本町は柑橘経営が盛んであり、毎年多くの剪定枝が未利用バイオマスとして発生しています。その剪定枝を活用したバイオマス発電の導入を検討します。

○水素・アンモニア発電の導入に向けた機運醸成

高効率エネルギー利用、低炭素化の観点から、次世代のエネルギーとして期待されている水素・アンモニアについて、将来的に家庭や地域単位で導入を進めるため、水素・アンモニア発電の理解を深め、導入に向けた機運醸成を図ります。

○亀ヶ池温泉の水溶性ガスのエネルギー使用の検討

亀ヶ池温泉では温泉水に付随して水溶性ガスが噴出しており、貴重なエネルギー源となっています。この水溶性ガスのエネルギー使用の可能性について検討します。

○エネルギーの地産地消の普及

地域で消費するエネルギーを従来型の化石燃料等によるエネルギーではなく、その土地の日照や風況といった気象条件、水や緑といった大地の恵み等を活用した再生可能エネルギーに求める「エネルギーの地産地消」という取り組みがあります。本町では風力発電や次世代エネルギー活用モデルとして増設された「佐田岬はなはな」などの既存の取り組みを活用しながら、さらなる「エネルギーの地産地消」の普及を推進します。

○分散型エネルギーシステムの普及・啓発

非常時のエネルギー確保のみならず、平常時のピークカット等に資する「分散型エネルギーシステム」の普及に向けた支援に取り組みます。

また、V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム等を活用し、家庭や事業所におけるエネルギーの地産地消に対する理解の促進を図ります。

○安全確保を大前提とした原子力発電の運転継続

本町には、四国唯一の四国電力伊方原子力発電所が立地しています。国の「第6次エネルギー基本計画」において、原子力は、運転時には温室効果ガスの排出がない低炭素のベースロード電源として活用するとされており、コスト、出力、安定供給、環境適合の面からこれに替わり得る代替エネルギーが見つかるまでは、最新の知見に基づく対策による住民の安全確保を大前提とした運転のもと、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

◆ CO₂の削減見込量及び指標 ◆

部門	取り組み	平成 25 (2013) 年度からの削減見込量 (千 t-CO ₂)	
		令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度
産業部門	事業所における省エネの促進 (各対策の実施)	2.19	2.90
業務その他部門	事業所における省エネの促進 (各対策の実施)	2.18	3.46

◆ 取り組み内容 ◆

○建物の省エネルギー化や省エネ設備等の導入推進

事業所からのCO₂排出量を削減するため、公共施設や事業所等のネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化の推進や、高効率空調・LEDなどの省エネ設備の導入を推進します。

○電化シフトの推進

化石燃料由来の熱利用の低炭素化に向けては、再生可能エネルギー等の活用を見据えた電化シフトを進めていく必要があることから、事業者への普及啓発等により、工場や事業所における運輸・熱需要の電化を推進します。

○環境にやさしい農業経営の推進

ビニールハウス等における太陽光発電・太陽熱利用の整備や蓄電池の導入、急傾斜地におけるモノレールの電動化など、農業基盤の省エネ化、電化シフトを推進します。また、将来的にはLEDを活用した植物工場の創出等を検討します。

○再生可能エネルギーを活用した漁業・農業の6次産業化の推進

果樹園、耕作放棄地等に太陽光パネルを設置し、電力を鳥獣害対策設備に供給する仕組みの構築や農・水産物工場や冷凍冷蔵施設の屋上等での電気や熱の創出を推進することで、CO₂を削減するだけでなく新商品開発やブランド化につなげます。

○船舶の脱炭素化の推進

本町には3つの港があり、海上交通が発達しています。それに伴い、本町の令和元(2020)年のCO₂の排出量は約3割が船舶となっています。船舶分野の脱炭素化を推進するため、省エネ、省CO₂排出型の船舶や水素・アンモニア発電の導入等を検討します。

○職場の「エコスタイル」の推進

冷暖房温度の適正化を図るクールビズやウォームビズを推奨し、企業・団体等へ協力依頼するなど、職場での身近な「エコスタイル」を推進します。

○「エコ通勤」の推進

愛媛県が実施している、自転車によるエコ通勤への転換に積極的に取り組む事業所の登録制度である「自転車ツーキニスト推進事業所」への登録を行うなど、マイカーやバイク通勤から、公共交通機関や自転車利用による通勤への転換を推進します。

○「エコドライブ」の推進

愛媛県が実施している、環境に配慮した自動車の使用を推進する事務所の登録制度である「愛媛県エコドライブ推進事業所」への登録を行うなど、自動車の燃費向上と地球温暖化防止を目指した「エコドライブ」を推進します。

○「低炭素社会実行計画」等の目標達成に向けた働き掛け

日本経済団体連合会が業種ごとに取りまとめた「環境自主行動計画」や、後継の「低炭素社会実行計画」に基づく自主的な取り組みが着実に実施され、計画どおり目標が達成されるよう、様々な機会を通じて事業者へ働きかけます。

○環境証書の購入によるカーボンオフセット等の普及

排出した二酸化炭素に相当する金額を植林活動や自然エネルギー事業などに投資することで、排出量を埋め合わせる仕組みである「カーボンオフセット」の取り組みや商品の情報を広く提供し、事業者への普及を図ります。

自然エネルギーによって発電された電力の付加価値を取引可能な証書にし、それを購入することにより、自らが使用する電力が自然エネルギーによって発電されたものとみなす制度である「グリーン電力証書制度」や再生可能エネルギーや原子力発電を含めた非化石電源によって発電された電力が持つ、非化石価値を証書化した「非化石証書」の普及を促進します。

○J-クレジット、J-ブルークレジット活用の促進

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量または適切な森林管理によるCO₂吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」や、藻場や干潟などの海洋生態系によるCO₂吸収量をクレジットとして認証する「J-ブルークレジット制度」の町内事業所における活用拡大を促進します。

○公共工事の省エネ化等の推進

公共工事を受注する事業者に対し、排出ガス対策型の建設機械の使用や建設副産物の発生の抑制等、事業実施に当たっての省エネルギー化や環境負荷の低減を推進します。

◆ CO₂の削減見込量及び指標 ◆

部門	取り組み	平成 25 (2013) 年度からの削減見込量 (千 t-CO ₂)	
		令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度
家庭部門	家庭における省エネの促進 (各対策の実施)	3.02	4.80

◆ 取り組み内容 ◆

○国民運動「デコ活」の推進

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動である「デコ活 (CO₂を減らす (DE) 脱炭素 (Decarbonization) と、環境に良いエコ (Eco) を含む “デコ” と活動・生活を組み合わせた言葉)」を推進します。特に交通手段の自転車利用への転換など気軽に取り組める活動から取り入れるなど、着実にデコ活の幅を広げていきます。

○省エネ型の消費者行動の普及促進

エコバッグの普及やレジ袋の削減、マイボトル・マイカップの利用やマイ箸の持参、グリーン購入の推奨など、環境に優しい省エネ型の消費者行動の普及を促進します。

○家庭の省エネ診断の普及促進

家庭における温室効果ガスの排出量削減を図るためには、まず家庭内のどこからどの程度の温室効果ガスが排出されているかを知る必要があります。このため、電気やガソリンなどのエネルギーの消費量や温室効果ガス排出量が見える化し、各家庭にあわせた省エネ診断を行う「うちエコ診断」の普及を促進します。

○家庭用蓄電池・電気自動車の普及

エネルギー効率の飛躍的向上や電力需給の安定化、停電時の安心・安全の確保などに資する家庭用燃料電池、家庭用蓄電池、電気自動車の導入に係る補助の活用など、普及を推進します。

○省エネ住宅の普及

愛媛県や町のZEHの導入支援を活用するなど、省エネ住宅の普及を推進します。

○省エネ家電の普及

家庭のエネルギー消費量の第1位を占める照明・家電製品からの温室効果ガスを削減するため、消費電力の大きい冷蔵庫、エアコン、テレビ等の家電製品や照明設備について、省エネ型製品の普及を推進します。

○エコカーやエコドライブの普及

充電ステーションの増設や太陽光発電で充電する電気自動車の公用車を活用した普及啓発、エコドライブに関する情報の提供により、電気自動車やプラグインハイブリッドカーなど、エネルギー消費の少ないエコカーの普及を推進します。

○公共交通機関等の利用促進

エネルギー消費の削減と交通渋滞の緩和を図るため、町民等からの要望を確認し、適宜時刻表の調整を行うなど公共交通機関の利用を促進します。また、短距離の移動の場合は、自動車の使用を控え、徒歩や自転車を利用することを促進します。

○自転車ライフスタイルへの転換

愛媛県では、サイクリングは“健康”と“生きがい”と“友情”を与えてくれるという「自転車新文化」を提唱し、県全体でサイクリングパラダイスを目指す「愛媛マルゴト自転車道」を推進しています。本町でも町民への県の取り組みの周知や観光客等へのレンタサイクルの利用促進を行うなど、温室効果ガスを削減する自転車ライフスタイルへの転換を推進します。

○食の地産地消、旬産旬消の推進

「食の安全」だけでなく、環境の保全や地域の活性化、さらに、生産や輸送に係るエネルギー消費の抑制にもつながる「地産地消」や、旬の食材を旬の時期に消費する「旬産旬消」を推進します。

○「おいしい食べきり運動推進店」普及推進

フードロスが生ごみとして焼却処分されることがほとんどで、フードロスの削減は温室効果ガスの削減につながります。本町ではフードロス削減の取り組みを実践する飲食店・宿泊施設を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、その取り組みを町ホームページ等で広く紹介することで、フードロス削減に対する意識啓発を図っています。「おいしい食べきり運動推進店」の登録店舗を増やすとともに、店舗利用を推進します。

◆ CO₂の削減見込量及び指標 ◆

部門・分野	取り組み	平成 25 (2013) 年度からの削減見込量 (千 t-CO ₂)		指標	
		令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度	令和12 (2030) 年度	令和32 (2050) 年度
運輸部門	自動車に関する対策 (次世代自動車の普及)	2.07	—	次世代自動車 885 台保有	次世代自動車 4,597 台保有
	自動車に関する対策 (道路交通流対策)	0.40	0.64	—	—
	自動車に関する対策 (トラック輸送効率化等)	2.14	3.40	—	—
	自動車に関する対策 (エコドライブ)	0.50	0.79	—	—
	船舶に関する対策 (省エネ化、輸送効率化等)	1.29	2.13	省エネ型船舶 1 隻保有	省エネ型船舶 2 隻保有
廃棄物分野	家庭や事業所での廃棄物抑制・リサイクルの推進	0.08	0.12	—	—
吸収源	間伐等の促進 (グリーンカーボンの吸収源対策)	9.00	9.00	—	—
	藻場育成の促進 (ブルーカーボンの吸収源対策)	1.00	1.50	—	—

◆ 取り組み内容 ◆

○地域循環共生圏の構築

「地域循環共生圏」は、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方です。

本町でも、農山漁村地域と市街地域のそれぞれの地域資源を活用しながら、地域循環共生圏を構築し、地球温暖化対策のみならず、地域の多様な課題の解決を図ります。

○脱炭素な地域づくり

「都市計画」を策定する場合には、温暖化対策推進の観点から、CO₂の排出の少ない効率的な土地利用の推進や交通・物流対策、エネルギーの面的利用、緑化の推進等、愛媛県や他市町と連携しながら脱炭素社会の実現に向けた検討を進めます。

また、吸収源の確保に向けた対策として、公園緑地の整備と都市緑化の推進等を図るため、「緑の基本計画」の策定を検討します。

○豊かな自然環境の保全

豊かな自然環境は、大気の浄化や水源の涵養のほか、豊かな生態系を育み、触れ合う場として、人々の暮らしに恵みと潤いを与える地域であることから、自然公園などの優れた自然環境や里地、里山などの身近な自然を保全するための取り組みを推進します。

○生態系ネットワークの形成

地球温暖化などの環境変化に際して、野生生物が生息地間で移動・分散する経路を確保する連続性のある森林や緑地などの空間である生態系ネットワークの形成を推進します。

○県産木材の利用推進

健全な林業経営の下で適切な森林整備が進められるよう、南予地域材を使用した木造住宅への補助やCLT建築物の建設促進及び公共施設の木造・木質化のほか、公共土木工事における県産木材の利用推進に努めます。

○森林の保全・整備の推進

森林のCO₂吸収源としての機能（グリーンカーボン）や、土砂災害防止、水源涵養、生物多様性の保全などの多面的機能が十分に発揮されるよう、「伊方町森林整備計画」に基づき、森林環境譲与税も活用しつつ、適切な間伐の実施、伐採跡地の再造林、下刈り、シカ食害対策等の確実な実施や、担い手の確保・育成などにより、健全な森林づくりのための計画的かつ効果的な取り組みを推進します。

また、「J-クレジット制度」の普及を推進し、森林所有者の施業意欲の向上や林業生産活動の活性化を図ります。

○藻場・干潟の保全・再生の推進

海草・海藻藻場や干潟のCO₂吸収源としての機能（ブルーカーボン）や、水質浄化、漁業資源の供給、生物多様性の保全などの多面的機能が十分に発揮されるよう、磯焼け対策や耕耘、海草・海藻類の移植等による藻場・干潟の保全・創出、海岸・海面清掃などにより、健全な藻場・干潟づくりのための計画的かつ効果的な取り組みを推進します。

また、「J-ブルークレジット」の普及を推進し、漁業関係者の活動意欲の向上や漁業生産活動の活性化を図ります。

○5 R + Renewable の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活スタイルを見直し、ごみの発生抑制と資源の有効活用を進める5 R（Reduce（ごみを出さない）・Reuse（繰り返し使う）・Recycle（再生利用する）・Refuse（断る）・Repair（修理して使う））を積極的に推進します。また、プラスチック製品から「持続可能な資源（Renewable）」へ適切な転換を図ります。

○環境にやさしい新たな交流拠点の整備

町の新たな交流拠点として、町内の空き地や学校跡地を選定し、太陽光発電・太陽熱利用整備、蓄電池、木質ペレットストーブ等を導入したZEHを体験宿泊施設等として整備します。

また、施設の駐車場には充電ステーションを整備し、地域住民や来訪者の電気自動車やシニアカーの充電の場を提供します。

○循環型社会ビジネスの振興

町内企業のリサイクル事業を推進し、愛媛県が認定した優良リサイクル製品等の活用や地域の循環資源を活用した再資源化技術等の研究開発を促進します。

○地域交通のグリーン化の推進

自家用車に依存したライフスタイルからの意識改革を促し、自動車と公共交通が互いに共存した、バランスの取れた地域交通づくりを推進します。

また、モーダルシフト、トラック輸送効率化、流通業務の総合化・効率化、輸送機関の低公害化、信号機のLED化等により温室効果ガスの排出の少ない交通・物流手段への転換を推進します。

○日常時・非常時における円滑な自動車交通を実現するための道路整備

交通渋滞による二酸化炭素排出量の増加や大気環境の悪化を防止する日常時における円滑な交通の確保や、万が一の原子力災害等における安全な避難に向けた道路整備に努めます。

○自然環境データの収集と情報共有

町民参加型環境調査等、町民、調査研究機関、民間団体、専門家などの多様な主体の連携により、町内の自然環境の情報収集と情報の共有化に努めます。

○「エネルギーのふるさと」としてのPR強化

本町の観光拠点でエネルギーの地産地消、次世代エネルギー活用の先進モデルである「佐田岬はなはな」周辺を活かし、「エネルギーのふるさと」としてのPRを強化します。

◆ 取り組み内容 ◆**○幼児期からの環境教育の充実**

環境教育の推進においては幼児期からその発達段階に応じて、あらゆる機会を通じて環境の保全について理解と関心を深めることが重要とされています。幼児教育・学校教育の様々な場面において、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を取り入れた環境教育を実施し、環境保全や環境の創造に主体的に関わろうとする意欲や態度を育てます。

また、町内唯一の高等学校である愛媛県立三崎高等学校では「みさこう・せんたんプロジェクト」等を通じて、地域と連携しながら、高校生に地域の地球温暖化問題に関する課題発見・解決に主体的に取り組んでもらう学びの機会拡充を支援します。

○教育体制の充実

教育現場において地球環境問題の総合的な学習を推進するため、愛媛県と連携しながら環境マイスター、環境カウンセラー、省エネルギー普及指導員、地球温暖化防止活動推進員等の講師派遣の受け入れを学校教育機関へ働き掛ける、愛媛県が作製した環境教育教材（DVD）「えひめの環境」を有効活用するなど、ESDの視点を取り入れた質の高い環境教育の場を設けます。また、教育現場で実践的な環境教育を行い、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育むことができる教員の養成等、教育体制の充実を図ります。

○「きなはいや伊方人材バンク」の充実化と利用推進

仕事や趣味など様々な知識や技術・能力・特技・経験を身に付けた方を、講師・指導者として人材バンクに登録し、さまざまな学習や体験活動を希望する方（町民・団体等）に紹介する制度である「きなはいや伊方人材バンク」への登録者を増加させるとともに、普及啓発等により制度の利用を推進します。

○自然の中での体験活動の推進

地球温暖化防止をはじめとする森林や藻場・干潟の多面的機能や、森林・海洋資源の循環的利用の必要性等に対する理解を深めるため、普及啓発活動を展開し、森林や藻場・干潟での様々な体験活動を推進します。

○「佐田岬はなはな」等の既存施設を活用した体験学習機会の創出

地球温暖化を身近な問題として捉え、環境負荷の少ない行動・取り組みに対する理解を深めてもらうため、「佐田岬はなはな」等の既存施設を活用した実際に見て触れることのできる学習機会を創出します。

○地球温暖化対策地域協議会の設立の働き掛け

愛媛県や他市町と連携を図りながら、地域における温暖化防止活動を町全体の活動として展開していくことを目指して、町民や事業者、行政等の各主体の参加、協働のもとに地域での地球温暖化対策を推進するための組織となる「地球温暖化対策地域協議会」を設立します。

○県、市町、NPO等との連携

多様な地域課題に対応するため、愛媛県や他市町との連携体制を強化するとともに、活動の主導的な役割を担うNPO等との協力体制を確立します。

○地域における地球温暖化対策の活動支援

愛媛県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携して、本町における地球温暖化対策に関する普及啓発や広報活動を展開し、実践的な活動を支援します。

○広報、ホームページ、SNS等による情報の発信

広報、ホームページ、SNS等の多様な媒体を通して幅広くかつ適切な環境情報を共有できるよう、町民、事業者、行政等の各主体が責任を持って積極的に発信していきます。

第6章 脱炭素化をさらに進めるために

6.1 重点施策の位置づけとねらい

本町の温室効果ガス排出特性を踏まえ、2030年度の削減目標の達成に向け、特に重点的に取り組むべき施策を、前項までで整理した施策から抽出し重点施策として位置づけます。

また、重点施策は各取組に対して進捗管理指標を定め、さらにその効果を温室効果ガス削減量として示します。そのため、重点施策に取り組むことでその効果を可視化でき、各取組主体の意識の向上をねらいとします。

6.2 重点施策

重点施策の位置づけとねらいを踏まえて、9つの施策を重点施策として整理しました。

表 6-1(1) 重点施策一覧

No	施策	概要	部門・分野					
			産業	業務 その他	家庭	運輸	廃棄物	分野 横断
重点 施策 1	避難所への 再生可能エネルギー 導入推進	太陽光発電とあわせて蓄電池等を避難所に導入することで、防災機能の強化を図ります。		○				
重点 施策 2	住宅・事業所への 再生可能エネルギー 導入促進	住宅や事業所に太陽光発電設備や地中熱利用設備等の再エネを導入し、エネルギーの地産地消や化石燃料使用量の削減を図ります。	○	○	○			
重点 施策 2	地域の電源による エネルギーの 地産地消の促進	地域特性を踏まえた地域の電源によって発電された電気を地域で活用することで、エネルギーの地産地消を図ります。						○
重点 施策 4	住宅・事業所での 省エネの促進	住宅や事業所への高効率設備の事業所への導入を促進するために、公共施設での省エネに貢献する行動の定着や設備更新に努めます。	○	○	○			

表 6-1(2) 重点施策一覧

No	施策	概要	部門・分野					
			産業	業務 その他	家庭	運輸	廃棄物	分野 横断
重点 施策 5	次世代自動車の導入 や脱炭素な交通基盤 の整備の促進	町民の自家用車や公用車の 次世代自動車への転換を図 ります。また、次世代自動車 の普及に向けて、充電スタン ド設置や自動運転への対応 等の交通基盤の整備を目標 します。				○		
重点 施策 6	貨物輸送の スマート化の促進	貨物輸送の効率化やスマー トな輸送の実現を目指しま す。				○		
重点 施策 7	船舶の脱炭素化の 促進	省エネ型の船舶の普及を推 進するほか、ゼロエミッシ ョン燃料であるアンモニア・水 素活用による脱炭素化を目標 します。				○		
重点 施策 8	森林や海洋資源 による吸収源対策 の促進	CO ₂ 吸収源となる森林や海洋 資源の適正な管理や育成を 図ることで、地域の脱炭素化 を増進するまちを目指しま す。						○
重点 施策 9	環境教育・体験学習 の実施	環境教育を実施することで、 町民の環境意識の醸成を図 り、脱炭素に向けた行動変容 に繋がります。						○

重点施策 1

避難所への
再生可能エネルギー導入促進

太陽光発電とあわせて蓄電池等を避難所に導入することで、防災機能の強化を図ります。



重点施策 6

貨物輸送の
スマート化の促進

貨物輸送の効率化などにより、スマートな貨物輸送の実現を目指します。



重点施策 2

住宅・事業所への
再生可能エネルギー

住宅や事業所に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーが導入されることで、化石燃料使用量の削減等を図ります。



重点施策 7

船舶の脱炭素化の促進

省エネ型の船舶の普及やゼロエミッション燃料であるアンモニア・水素活用による脱炭素化を目指します。



重点施策 3

地域の電源による
エネルギーの地産地調の促進

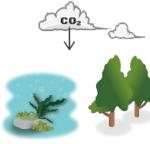
地域の特性を踏まえた地域の電源によって発電された電気を地域で活用することで、エネルギーの地産地消を図ります。



重点施策 8

森林や海洋資源による
吸収源対策の促進

CO₂吸収源となる森林や海洋資源の適正な管理や育成を図ることで、地域の脱炭素化を増進するまちを目指します。



重点施策 4

住宅・事業所
での省エネの促進

省エネに貢献する行動の定着に努めます。また、住宅や事業所への高効率設備の事業所への導入を促進します。



重点施策 9

環境教育・体験学習の実施

環境教育・環境学習を実施することで、町民の環境意識の醸成を図り、脱炭素に向けた行動変容に繋がります。



重点施策 5

次世代自動車の導入や
脱炭素な交通基盤の整備の促進

町民の自家用車や公用車の次世代自動車への転換を図ります。また、自動運転への対応等の交通基盤の整備を目指します。

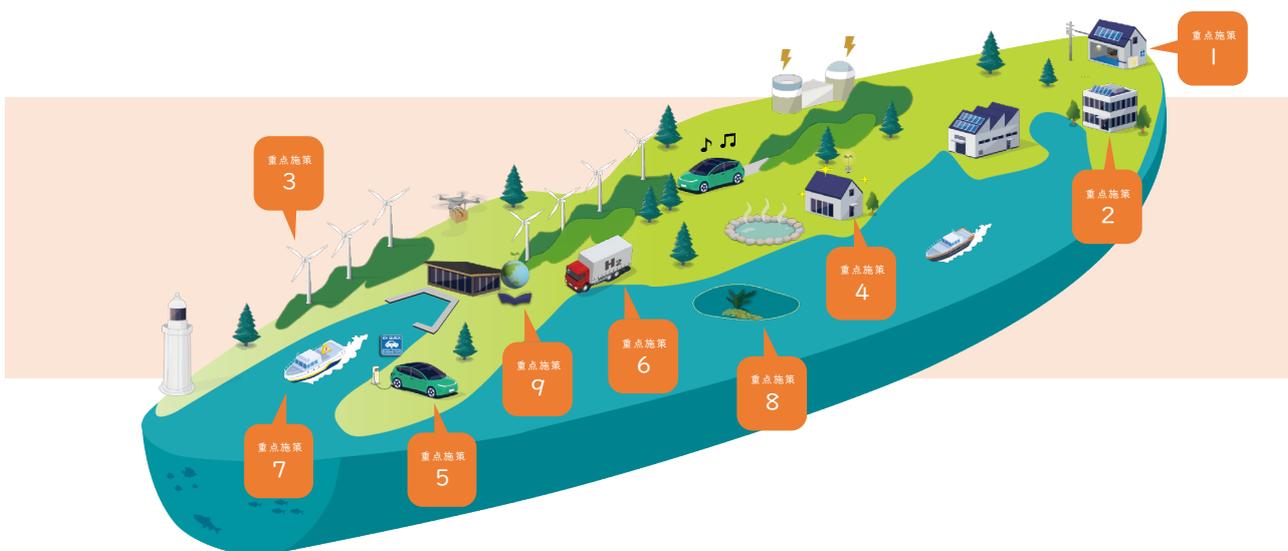



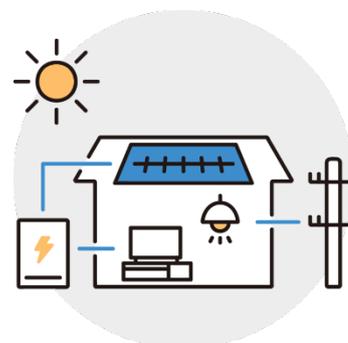
図 6-1 伊方町の将来像

6.3 重点施策の内容

重点施策 1 : 避難所への再生可能エネルギー導入推進

◆ 取組概要 ◆

本町の高潮や津波、土砂災害等の自然災害に対する避難施設の防災性を高めるために、太陽光発電とあわせて蓄電池等を避難所に導入することで、レジリエンスの強化を図ります。特に高潮や津波のリスクが高い三崎地区へ優先的な導入を推進します。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	避難施設として指定されている施設を把握するとともに、地域のレジリエンス性の高さを理解します。
事業者	避難施設に限らず、施設への太陽光・蓄電池システムの導入を検討します。
町	避難施設への太陽光・蓄電池システムの導入を推進します。

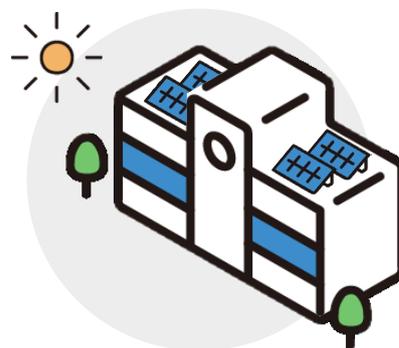
◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
公共施設への太陽光発電・蓄電池の導入施設数	施設	0	3	6
CO ₂ 削減見込量	—	削減見込量は重点施策 2 に含む		

重点施策 2 : 住宅・事業所への再生可能エネルギー導入促進

◆ 取組概要 ◆

本町は太陽光や地中熱といった再生可能エネルギーのポテンシャルを活かして、住宅や事業所に太陽光発電設備や地中熱利用設備等が導入されることで、エネルギーの地産地消や化石燃料使用量の削減を図ります。特に住宅や事業所の多い伊方地区で重点的に進めます。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	補助制度を活用するなどし、住宅への太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討します。
事業者	補助制度を活用するなどし、工場屋根や敷地等への太陽光発電設備や地中熱利用設備等の設置を検討します。
町	新エネルギー機器等設置費の助成を継続します。また、公共施設への再生可能エネルギー導入を推進します。

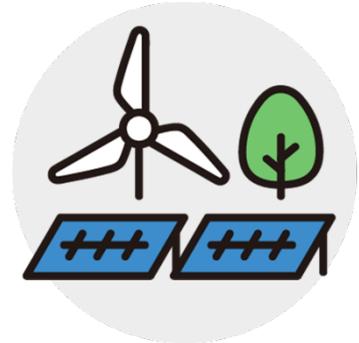
◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
住宅用太陽光発電システム導入 戸数（新規、卒 FIT）	戸	—	—	53
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	—	—	0.60
事業者の太陽光発電システム導入 規模（新規、卒 FIT）	千 kW	—	—	1.4
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	—	—	1.20
公共施設への地中熱利用システム の導入施設数	施設	0	1	2
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	—	0.40	0.80

重点施策3 : 地域の電源によるエネルギーの地産地消の促進

◆ 取組概要 ◆

本町の風況といったエネルギーポテンシャルを活用し、地域の電源によって発電された電気を地域で活用することで、エネルギーの地産地消を図ります。特に風力のポテンシャルが高い瀬戸地区や三崎地区へ優先的な導入を推進します。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	地域の資源を理解し、地域のエネルギー事業を理解します。
事業者	風力発電事業等のクリーンなエネルギー事業を検討します。
町	地産地消のクリーンなエネルギー事業を支援します。

◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
風力発電事業数	事業	1	1	新規 1 事業
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	2050 年度に向けた温室効果ガス削減に貢献		

重点施策4：住宅・事業所での省エネの促進

◆ 取組概要 ◆

普段の電気や熱のムダがないか、水道光熱費を節約できないか等を考えることでも、省エネに貢献する行動につながります。住宅や事業所への高効率設備の事業所への導入を促進するために、公共施設での省エネに貢献する行動の定着や設備更新に努めます。特に住宅や事業所の多い伊方地区で重点的に進めます。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	省エネにつながる行動を意識します。また、家電の買い替えにおいては、高効率な製品を選択して購入します。
事業者	クールビズやエコ通勤等の省エネにつながる行動を意識します。また、事業所の設備の更新や新設においては、高効率な製品を選択して購入します。
町	省エネに寄与する製品の購入や行動変容への啓発活動を行います。

◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
事務事業における省エネ行動の実施率	%	80	89	100
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	—		1.09

重点施策5：次世代自動車の導入や脱炭素な交通基盤の整備の促進

◆ 取組概要 ◆

町民の自家用車や公用車を次世代自動車への転換を図ります。また、次世代自動車の普及に向けて、充電スタンド設置や自動運転への対応等の交通基盤の整備を目指します。

三崎地区～伊方地区への往来に次世代自動車を活用できるように、各エリアに充電スタンドの設置を検討します。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	自動車の買い替え時に次世代自動車の導入を検討します。
事業者	社有車や買い替え時に次世代自動車の導入を検討します。
町	公用車の買い替え時に次世代自動車の導入を検討します。また、充電スタンドなどのインフラ整備を推進します。

◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
公用車における次世代自動車の導入割合	%	—	7	50
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	—	0.15	1.04
次世代自動車への充電スタンドの設置台数	台		1	3
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	次世代自動車の導入割合の増加に貢献		

重点施策6：貨物輸送のスマート化の促進

◆ 取組概要 ◆

排出量の多い自動車からの温室効果ガスを削減するために、貨物輸送の効率化やスマートな貨物輸送の実現を目指します。特に三崎地区まで物流の運搬を効率化することで、運輸に係る温室効果ガスの排出を削減します。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	スマートな貨物輸送を理解し、将来的に活用します。
事業者	貨物輸送の効率化やスマートな貨物輸送の実現に向けて検討します。
町	貨物輸送の効率化やスマートな貨物輸送の構築・整備に向けて、まずは地域交通計画を策定します。

◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
地域公共交通計画の策定	—	—	—	計画策定
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	2050 年度に向けた温室効果ガス削減に貢献		

重点施策7：船舶の脱炭素化の促進

◆ 取組概要 ◆

排出量の多い船舶からの温室効果ガスを削減するために、省エネ型の船舶の普及やゼロエミッション燃料であるアンモニア・水素の活用による脱炭素化を目指します。特に三崎地区・瀬戸地区まで物流の運搬を効率化することで、運輸に係る温室効果ガスの排出を削減します。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	省エネ型の船舶を理解します。
事業者	省エネ型船舶やゼロエミッション燃料であるアンモニア・水素の活用を検討します。
町	省エネ型の船舶の普及やゼロエミッション燃料であるアンモニア・水素活用に向けて、普及啓発を行います。

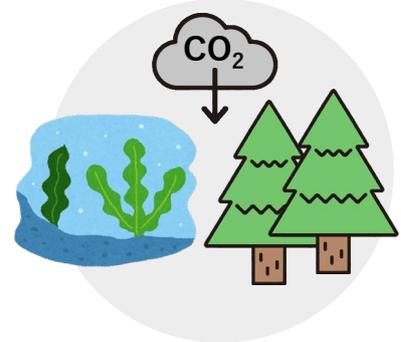
◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
省エネ型の船舶の導入隻数	隻	—	—	1
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	—	—	0.18

重点施策 8 : 森林や海洋資源による吸収源対策の促進

◆ 取組概要 ◆

樹木等の森林資源や藻場や干潟等の海洋資源といった町の豊かな自然資源に着目し、植物が二酸化炭素を吸収する機能を活かして、吸収源対策を実施し、吸収量の維持・増加を図ります。特に森林資源や海洋資源の多い三崎地区・瀬戸地区で重要な取り組みとして実施します。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	地域の資源を理解し、活用します。
事業者	森林整備や藻場育成に取り組みます。
町	森林の適正な伐採・植林や、藻場や干潟の管理・育成を促進し、CO ₂ 吸収量の維持・増加に取り組みます。

◆ 進捗管理指標 ◆

進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
森林面積	ha	—	4,750	4,750
CO ₂ 吸収見込量	千 t-CO ₂	—	9	9
藻場の面積	ha	—	441	441
CO ₂ 吸収見込量	千 t-CO ₂	—	1	1
1年あたりの新規就業者数	名	—	—	毎年新規 2 名
CO ₂ 削減見込量	千 t-CO ₂	温室効果ガス吸収量の維持に貢献		

重点施策 9 : 環境教育・体験学習の実施

◆ 取組概要 ◆

環境教育・体験学習を実施し、町民が参加することで、町全体の環境意識の醸成を図り、脱炭素に向けた行動変容に繋がります。



◆ 各主体の役割 ◆

町民	環境教育・体験学習に参加し、環境保全等について理解します。
事業者	環境教育・体験学習を企画し、参加を促します。
町	環境教育・体験学習の実施を啓発・支援し、町民への参加を促します。

◆ 進捗管理指標 ◆

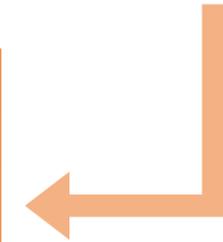
進捗管理指標	単位	実施スケジュール		
		【基準年度】 平成 25 年度 (2013 年度)	【現状年度】 令和 4 年度 (2022 年度)	【計画目標】 令和 12 年度 (2030 年度)
環境保全・脱炭素に関する 環境学習・活動への参加者数	人	—	—	年 100 人以上
CO ₂ 削減見込量	—	環境に対する意識・関心を持つ人が増え、 脱炭素につながる行動変容に貢献		

6.4 ロードマップ

【温室効果ガス削減目標】 <基準年度：平成25（2013）年度>
【計画目標】 令和12（2030）年度：**46%削減** **【長期目標】** 令和32（2050）年度：**実質ゼロ**（排出量=吸収量）

重点施策	具体施策	施策概要	取組主体	進捗管理指標			重点施策による温室効果ガス削減見込量
				基準年度(2013)	現状年度(2022)	計画目標(2030)	計画目標(2030)
重点施策1	避難所への再生可能エネルギー導入推進	太陽光発電とあわせて蓄電池等を避難所に導入することで、防災機能の強化を図ります。	総務課	0施設	3施設	6施設	削減見込量は重点施策2に含む
				進捗管理指標：公共施設への太陽光発電・蓄電池の導入施設数			
重点施策2	住宅・事業所への再生可能エネルギー導入促進	住宅や事業所に太陽光発電設備や地中熱利用設備等の再エネを導入し、エネルギーの地産地消や化石燃料使用量の削減を図ります。	町民 町民課	-	-	53戸	0.60千t-CO ₂ /年
			観光商工課 町内事業者	-	-	1.4千kW（約6800m ² 相当）	1.20千t-CO ₂ /年
			進捗管理指標：事業者の太陽光発電システム導入規模（新規、卒FIT）				
			全庁	0施設	1施設	2施設	0.08千t-CO ₂ /年
進捗管理指標：公共施設への地中熱利用システムの導入施設数							
重点施策3	地域の電源によるエネルギーの地産地消の促進	地域特性を踏まえた地域の電源によって発電された電気を地域で活用することで、エネルギーの地産地消を図ります。	発電事業者 観光商工課	6事業	6事業	新規1事業（計7事業）	2050年度に向けた温室効果ガス削減に貢献
進捗管理指標：風力発電事業数							
重点施策4	住宅・事業所での省エネの促進	住宅や事業所への高効率設備の事業所への導入を促進するために、公共施設での省エネに貢献する行動の定着や設備更新に努めます。	全庁 町内事業者	80%	89%	100%	1.09千t-CO ₂ /年
進捗管理指標：事務事業における省エネ行動の実施率							
重点施策5	次世代自動車の導入や脱炭素な交通基盤の整備の促進	町民の自家用車や公用車の次世代自動車への転換を図ります。また、次世代自動車の普及に向けて、充電スタンド設置や自動運転への対応等の交通基盤の整備を目指します。	全庁 町内事業者	-	7%	50%	1.04千t-CO ₂ /年
			進捗管理指標：公用車における次世代自動車の導入割合				
			全庁 町内事業者	-	1台	3台	
進捗管理指標：次世代自動車への充電スタンドの設置台数							
重点施策6	貨物輸送のスマート化の促進	貨物輸送の効率化やスマートな輸送の実現を目指します。	総合政策課 町内事業者	-	-	計画策定	2050年度に向けた温室効果ガス削減に貢献
進捗管理指標：地域公共交通計画の策定							
重点施策7	船舶の脱炭素化の促進	省エネ型の船舶の普及を推進するほか、ゼロエミッション燃料であるアンモニア・水素活用による脱炭素化を目指します。	農林水産課 町内事業者	-	-	1隻	0.18千t-CO ₂ /年
進捗管理指標：省エネ型の船舶の導入隻数							
重点施策8	森林や海洋資源による吸収源対策の促進	CO ₂ 吸収源となる森林や海洋資源の適正な管理や育成を図ることで、地域の脱炭素化を推進するまちを目指します。	農林水産課 農業協同組合	-	4,750ha	4,750ha	10.0千t-CO ₂ /年 (吸収量として)
			進捗管理指標：森林面積（維持するために適切な森林管理を実施）				
			農林水産課 漁業協同組合	-	441ha	441ha	
			進捗管理指標：藻場の面積（維持するために藻場の保全・創出を実施）				
農林水産課 農業協同組合 漁業協同組合	-	-	毎年新規2名				
進捗管理指標：1年あたりの新規就業者数							
重点施策9	環境教育の実施	環境教育を実施することで、町民の環境意識の醸成を図り、脱炭素に向けた行動変容に繋がります。	町民課	-	-	年100人以上	環境に対する意識・関心を持つ人が増え、脱炭素に繋がる行動変容に貢献
進捗管理指標：環境保全・脱炭素に関する環境学習・活動への参加者数							

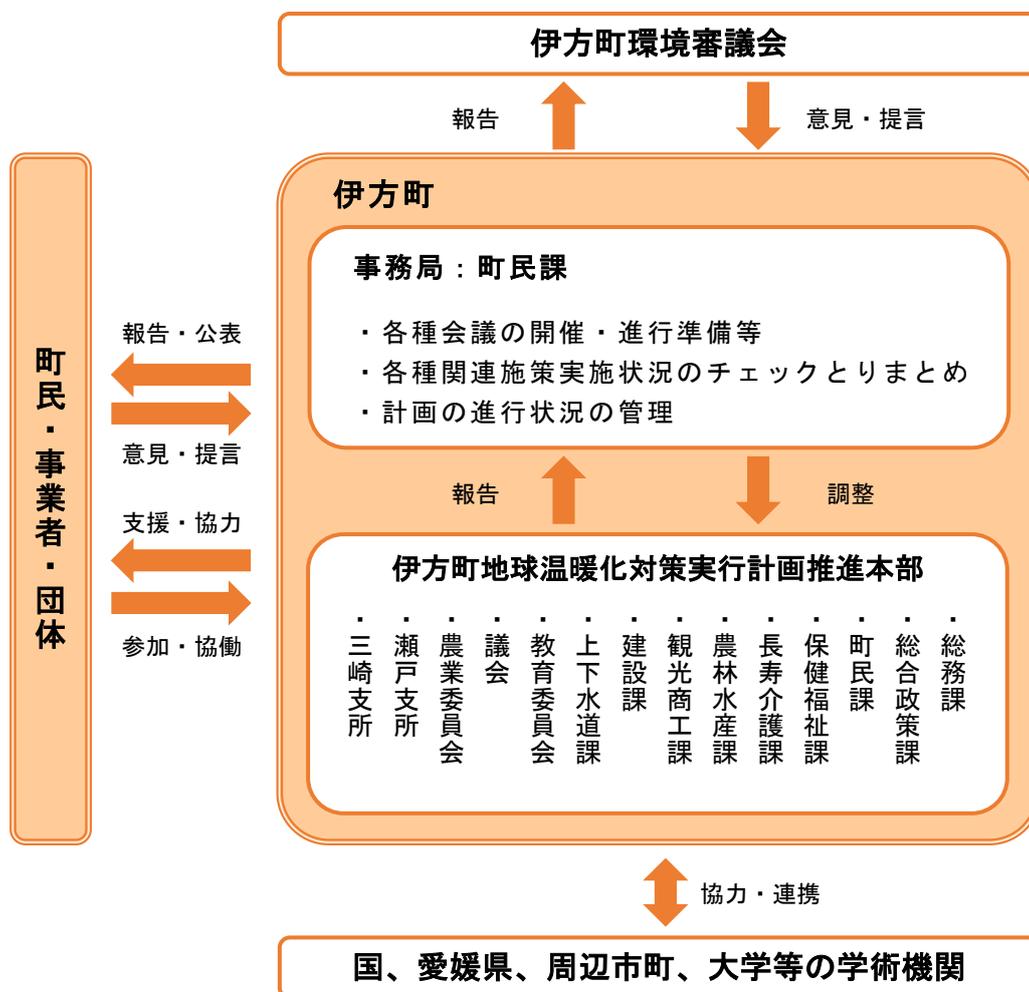
基準年度(2013年度)の温室効果ガス排出量	計画目標（2030年度）	
113千t-CO ₂ /年	BAU排出量	86千t-CO ₂ /年
	取組全体による削減量 (内数：重点施策による取組)	▲25千t-CO ₂ /年 (▲14千t-CO ₂ /年)
	取組後の排出量	61千t-CO ₂ /年



第7章 実効性のある計画とするために

7.1 推進体制

本計画に記載している各種施策を円滑に展開していくためには、実効性のある具体的な組織づくりが必要不可欠です。本町では下図のような組織体制により、町民、事業者及び行政の協働のもと、本町のカーボンニュートラルの実現を目指していくこととします。



7.2 進行管理

7.2.1 点検・評価・公表

本計画の実効性を確保するため、本町各部署の各種施策実施状況については、PDCA (Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検) Action (見直し)) の観点から定期的な点検と評価を行います。

また、計画の進捗状況、点検評価結果および直近年度の温室効果ガス排出量は、年1回町広報誌とホームページを活用して公表します。

7.2.2 計画の見直し

計画期間中であっても、取組の進捗状況、社会情勢の動向や点検の結果等を踏まえ、必要に応じて計画内容を随時見直しするものとします。